

平成20年度
特許庁
委託事業

中国独占禁止法の企業経営に与える 知財活動・予測と運用策

2009年3月
ジェトロ北京センター
知的財産権部

はじめに

中国での独禁法の施行（2008年8月）から1年が経過しようとしている。この間の中国および世界経済の変化は現代史上でもまれにみる激動期であった。当然、独禁法もその激変と将来への展望の中から生み出されたものであり独禁法を単なる経済法の一つとして社会現象と切り離して解釈することには無理がある。または旧来の枠組みや法的な専門知識のみで理解することもまた有益でないばかりか危険ですらある。

加工貿易経済体制からの脱却、北京オリンピック、経済格差の解消、第11次五カ年計画の提唱、継続的経済発展の公約、環境問題・エネルギー問題への対処、世界的な金融危機への対応など数えるだけでも、中国政府が産官学を挙げて国家経営のかじ取りを大きく変えようとしていることは明らかである。つまり、世界の政治や文化、科学技術や産業、教育や法律制度など幅広くかつ戦略的に学び取りかつそれらの長所と短所を深く洞察し、自らの国体や将来展望に合致した概念と実利を拾い出し、独自の進化・発展を目指していることが伺える。

中国の独禁法の本質は、中国国家経営で必須とされる、この国にとってはまだ新しい概念である資本主義、この長所を最大に引き出し一方ではその弊害を最小限に抑えるために工夫されたことにある。欧米日の独禁法の特徴は、企業（生販）と市民（最終消費者）を短絡的に需給と競争、市場概念と言う単純な仕組みで解決しようとしている。しかし、中国での独禁法の特徴は企業（生販）と市民（最終消費者）の間に国家が介在し、よりバランスと方向性に優れた運用を法的に保障している点ことである。しかも、自国民の生活の安定と向上を最大の目的とし、中国国外での経済活動であっても自国民に利さないまたは害を及ぼす可能性に対しては厳しく対処する点に特徴がある。

最後に事業経営の責任を持つ方々は、上記の背景を良く理解し中国社会と自社の経営が健全に発展できるよう独禁法の正しい理解と運用について最大の努力を払うことを期待する。

なお調査報告書は、このような時代背景と中国政府の意向を踏まえながら、独禁法と言う法律を企業経営の視点から評価、分析したものである。従い、法的な専門的な研究は他に譲り、独禁法の法規の制定と運用策の根底にある事実と事業経営上のポイントについて両面から検証分析したものである。本調査は、上海智友商務諮詢有限公司に委託・協力して実施した。

2009年3月

ジェトロ北京センター

知的財産権部

■ 調査概要

調査テーマ	中国独占禁止法の企業経営に与える知財活動・予測と運用策
調査目的	独占禁止法と知的財産権の関係、企業活動に与える影響と今後の運用策を調査・分析し提言を纏めることを目的とする (独占禁止法は中国語で反壟断法と表記される。独占禁止法は以下独禁法と略す)
調査対象	<ul style="list-style-type: none"> ・ 中国政府立法機関 ・ 独禁法管理機関 ・ 独禁法運用機関
調査項目	<ol style="list-style-type: none"> 1 独禁法及びその細則の運用 <ul style="list-style-type: none"> ・ 細則の発表状態 ・ 細則の運用状況 ・ 主要幹部の発言概要 ・ 独禁法リスクチェックリスト ・ 中国、日本、米国、EU の独禁法特徴比較 2 知的財産権と独禁法 <ul style="list-style-type: none"> ・ 独禁法と知的財産権との関係 ・ 日系企業における SCM 管理における核技術導入、契約方法上の留意点 3 提言 <ul style="list-style-type: none"> ・ 独禁法細則が企業知的財産権活動に与える影響 ・ 日系企業への提言
調査期間	2009 年 1 月 - 3 月
調査方法	専門調査員による実態調査に基づく

概 要

■調査の背景

『独禁法』は2007年8月30日午後、中国第10次全国人民代表大会常務委員会で採決後、可決され2008年8月1日から施行された。『独禁法』施行の直前、2008年6月には中国国務院が『国家知識財産権戦略綱要』を発表し、この戦略綱要は、2020年までに知的財産権の創造・運用・保護・管理の水準を高く整備し、更に5年以内に中国の知的財産権の水準を大幅に高め、その運用効果や保護をいっそう強化・改善し、社会全体の意識を向上させるとしている。

戦略綱要の展開の下、独禁法は知的財産権濫用行為の規制に効果があることから、外資企業 of 中国での知的財産権権利は従来にまして保護されることが期待できるが、増加している知的財産権紛争の中、知的財産権の確保、更に権利を行使する際に、いかに中国の独禁法と抵触しないかが研究課題となっている。

■調査目的

中国独禁法の施行後約半年経過した段階で、施行後の問題点、更に知的財産権との関係を明らかにし、独禁法は企業の知的財産権行使行為に与える影響と対策を提言することを目的に進められた。

■調査方法

調査は中国政府機関からの公開情報収集、及び独禁法、知的財産権法関連の中国関係者の著作、論文収集を基に実施した。その他公開されている様々なWEB上の情報も参考にした。

■調査結果

調査結果は、中国が独禁法に関して、国内企業保護の観点から、外資系大手企業の企業結合の排除に高い関心を持っていること、また知的財産権との関係では、企業側に様々なりスクがあり、日常的に経営層からコンプライアンスの視点より企業をあげて取り組む必要な課題が多いことが明らかにされた。中国、日本、EU、米国の独禁法の特徴の比較から、中国独禁法は公益性を重点とする独自性が特徴である。

本調査では独禁法と知的財産権との関係を解明した上で、日系企業の知的財産権権利行使の際、見逃されることの多い行為を分析、今後の対応策について纏め、日系企業の中国での経営活動をより健全に行うための指標とすることを目的とした。

■提言

独禁法が施行されたが細則の未制定など不明なことが多いことから、中国政府の関連法規の制定の動き、判例から、実際の運用面を把握する作業が必須であり、法務部門の充実した大手企業以外は、政府機関による関連する様々な情報の通達、セミナーなどの広範な啓蒙・教育活動が企業の

< 目 次 >

【1】 独禁法及びその細則の運用

1	独禁法の細則発表状況	1
1.1	発表、未発表の細則	1
1.2	細則の今後の見通し	3
2	主要関係者の独禁法・知的財産権関連発言	4
2.1	発言者	4
2.1.1	立法機関の主要メンバーの役割、プロフィール	4
2.1.2	執行機関	6
2.1.3	執行機関主要幹部一覧	6
2.2	主要幹部発言概要	8
2.2.1	立法機関主要幹部発言概要	8
2.2.2	執行機関主要幹部発言概要	9
3	細則の運用状況	11
3.1	独占協定	11
3.2	市場支配的地位の濫用	11
3.3	企業結合	12
3.3.1	『企業結合届出基準関連規定』	12
3.3.2	『関連市場定義指針』	13
3.3.3	『企業結合届出暫定方法』	13
3.4	行政権力の濫用による競争の排除及び制限	14
4	独禁法リスクチェックリスト	14
5	中国、日本、米国、EUの独禁法特徴比較	16
5.1	各国の独禁法の重点要素比較	16
5.2	独禁法の運営上の特徴比較	17
5.2.1	処罰	18
5.2.2	リニエンシー制度	18
5.2.3	発展性	18
5.3	法律の基本項目有無の比較	19
5.3.1	安全審査	19
5.3.2	行政独占	20
5.4	法律の基本項目内容の比較	21
5.5	独禁法の知的財産権分野での応用	22

5.5.1 適用範囲	22
5.5.2 関連法律	23
5.5.3 基本原則	23

【2】 知的財産権と独禁法

1 中国独禁法と知的財産権との関係	24
1.1 中国独禁法と知的財産権との関係	24
1.2 独禁法と知的財産権との関係について中国独禁法関係要人の見解	25
1.3 最高人民法院の独禁法学習、実施に関する通達内容	26
1.4 知的財産権法と独禁法との共通点と相違点	26
1.5 独禁法が規制している知的財産権濫用行為一覧	27
1.6 独禁法が規制している知的財産権濫用行為	28
1.7 第五十五条の条件及び適用できる回避策	28
1.7.1 中国独禁法の知的財産権行為に対する規定上の特徴	28
1.7.2 適用と市場シェアとの関係	29
1.7.3 リスク回避方法	29
2 日系企業における SCM 管理における核技術導入、契約方法上の留意点	30
2.1 独禁法が規制している SCM における行為	30
2.2 SCM における独禁法が規制している知的財産権濫用行為一覧	32
2.3 日系企業の SCM における核技術導入、契約方法上の留意点	33
2.3.1 同業者間の場合	33
2.3.2 対上流企業の場合	34
2.3.3 対下流企業の場合	35
1) 技術ソース指定	35
2) 再販価格維持	35
3) 抱き合わせ販売その他の拘束条件取引	36
4) 価格差別化	38
5) 販売地域制限	38
6) 販売量制限	39
7) ライセンス拒否	39

【3】 まとめ	40
---------------	----

【4】 提言

1 独禁法細則の企業知的財産権活動に与える影響	41
2 日系企業への提言	42
2.1 社内意識向上	43
2.2 法律研究面について	43
2.2.1 独禁法及び関連細則、知的財産権関連法律を研究	43
2.2.2 法律動向、審決事例の動向を把握	43
2.3 法律応用面について	43
2.3.1 知的財産権応用を強化	43
2.3.2 業界標準制定に参加	44
2.3.3 中国企業と共に発展	44
2.3.4 独禁法、知的財産法コンプライアンス活動の推進	44
2.3.5 企業のイメージ向上	45
2.4 リスク回避について	45
2.4.1 自主申告	45
2.4.2 違法か不安の場合、自分に有利な証拠を残しておく	45
2.4.3 強制調査時の対応	45
2.4.4 日本政府に指導、提案を求める	46
2.5 日系企業の SCM における独禁法に関するコンプライアンス	46
参考文献	47

【5】 データベース

1 知的財産権濫用行為を規制している関連法律	48
1.1 関連法律一覧	48
1.2 関連法律の規制内容	48
1.2.1 『中華人民共和国中外合弁企業法实施条例』	48
1.2.2 『反不正競争法』	49
1.2.3 『契約法』	49
1.2.4 『技術進出口管理條例』	50
1.2.5 『技術契約紛争案件審理への法律適用の若干問題に関する解釈』	51
1.2.6 『対外貿易法』	51
1.2.7 『独禁法』	52
2 国別訴訟案件推移	53
2.1 中国	53
2.2 日本	54

3	国別特許数推移.....	55
3.1	国別特許数推移.....	55
3.2	国内外三種類の特許申請数推移.....	56
3.3	2007年主要国家商標申請数.....	57
4	独禁法判例.....	58
4.1	判例一覧.....	58
4.2	判例.....	60
4.2.1	中国判例 1.....	60
4.2.2	中国判例 2.....	61
4.2.3	中国判例 3.....	62
4.2.4	米国判例 2.....	63
4.2.5	米国判例 3.....	64
4.2.6	日本判例 1.....	65
4.2.7	日本判例 2.....	65
4.2.8	日本判例 3.....	66
4.2.9	EU判例 1.....	67
4.2.10	EU判例 2.....	68
5	近年中国知的財産権に関する研究文献.....	69

< 図 目 次 >

図 1 独禁法執行機関機構及び主要幹部名.....	6
図 2 中国独禁法と知的財産権との関係.....	24
図 3 知的財産権権利の正当行使と濫用行為.....	27
図 4 独禁法第五十五条知的財産権の適用と市場シェアとの関係.....	29
図 5 独禁法に規制される知的財産権濫用行為のリスク回避策.....	29
図 6 SCM における独禁法が規制している行為.....	31
図 7 日系企業への提言.....	42
図 8 企業間競争レベルと技術レベル.....	44
図 9 CSR 活動.....	45

< 表 目 次 >

表 1 中国訴訟案件推移.....	53
表 2 日本訴訟案件推移.....	54
表 3 国別特許数推移.....	55
表 4 国内外三種類の特許申請数推移.....	56
表 5 2007 年主要国家商標申請数.....	57

【1】 独禁法及びその細則の運用

1 独禁法の細則発表状況

1.1 発表、未発表の細則

NO	区分	細則	立法機関	発表状況			
				発表	草案	未定	
1	企業結合	『関与経営者者集中申報標準的規定』 『企業結合届出基準関連規定』	国务院	○			
2		『関与関連市場界定的指南』	商務部反壟斷局、反壟斷委員会 商務部独禁局、独禁局委員会		○		
3		『経営者集中申報暫行弁法』 『企業結合届出暫定方法』	商務部反壟斷局 商務部独禁局		○		
4		『経営者集中審査暫行弁法』 『企業結合審査暫定方法』			○		
5		『関与対未依法申報的経営者集中調査处理的暫行弁法』『法律によらない届出における企業結合調査及び処理の暫定方法』				○	
6		『関与対未達申報標準涉嫌壟斷的経営者集中調査处理的暫行弁法』 『申告基準未達成又は独占嫌疑企業結合の調査及び処理の暫定方法』				○	
7		『関与経営者集中申報的指導意見』 『企業結合届出に関する指導意見』				○	
8		『関与経営者集中申報檔資料的指導意見』 『企業結合届出文書及び書類に関する指導意見』				○	
9		『経営者集中反壟斷審査弁事指南』 『企業結合独占禁止審査指針』				○	
10		『関与対未達申報涉嫌壟斷的経営者集中證據收集的暫行弁法』 『申告基準未達成又は独占嫌疑企業結合の根拠収集の暫定方法』				○	

NO	区分	細則	立法機関	施行状況		
				施行	草案	未定
11	独占協定	『反価格壟断行政法執法程式』 『価格独占禁止行政法執行手順』	発改委			○
12		『反価格壟断規定』 『価格独占禁止規定』				○
13		『関与禁止壟断協議的有関規定』 『独占協定禁止に関する規定』	国家反壟断委員会 国家独禁委員会			○
14	独占協議 / 市場支配地位濫用	『工商行政管理機関查处壟断協議、濫用市場支配地位程式規定』 『工商行政管理機関の独占協定、市場支配的地位の濫用に対する処分手順の規定』	工商総局			○
15	市場支配的地位の濫用	『関与禁止濫用市場支配地位行為的有関規定』 『市場支配的地位の濫用行為禁止関連規定』	国家反壟断委員会、工商総局 国家独禁委員会、工商総局			○
16	行政独占	『関与禁止濫用行政権力排除限制競争行為的規定』 『行政権力の濫用による競争の排除及び制限に関する関連行為規定』	国家反壟断委員会 国家独禁委員会			○
17	全般	『工商行政管理機関壟断案件管轄有関係規定』 『工商行政管理機関独占判例管理関連規定』	工商総局			○
18	全般	『工商行政管理機関壟断案件授權有関規定』 『工商行政管理機関独占判例授權関連規定』				○

注：草案は原案が完成し、発表しているが、まだ正式に施行されていないものである。

未定とは原案未発表、発表時期不明である。

独禁法の関連細則に関して、企業結合に関する一部の細則が発表されているが、その他の細則はまだ正式に発表されておらず、最初に企業結合の細則が明らかにされたことが注目される。中国のWTO加盟及び中国経済の発展に伴い、多くの大手外資企業が大規模な投資で中国市場に参入しており、または参入を計画しており、この投資環境下、外資企業からの投資が中国国内企業の発展に不利な要素になるとの懸念もあり、国内企業の発展を保護することを中国政府が大きな課題として認識していることを示している。

1.2 細則の今後の見通し

条項	細則	今後の発表見通し
独占協定	細則未発表 草案未呈示	<ul style="list-style-type: none"> ・価格カルテル、独占協定締結関係の規定、違法した場合の執行手順の草案はまだ発表されていないが、規定されるものと思われる ・今後、さらに処理制度、承諾制度、検査場所等について、細則で明確化されるものと思われる
市場支配的地位の濫用		<ul style="list-style-type: none"> ・市場支配的地位の濫用行為、濫用した場合に関する工商局の規定などの草案は未完成であるが、規定されるものと思われる
企業結合	企業結合に関する申告基準はすでに発表されている	<ul style="list-style-type: none"> ・申告審査方法、申告しない場合の処分、申告基準未達成の根拠収集及び処分、関連市場の定義に関する細則の草案はすでに完成している ・この細則は実施要領など暫定的な規定である ・この細則は施行後、数年内に、実際の運用状況にも基づき、中国政府は細則を改定する可能性が十分にある
行政権力の濫用による競争の排除及び制限	細則未発表 草案未呈示	<ul style="list-style-type: none"> ・関連行為を具体化する規定を作成されるものと思われる ・現在は草案も発表されていない段階である

2 主要関係者の独禁法・知的財産権関連発言

2.1 発言者

2.1.1 立法機関の主要メンバーの役割、プロフィール

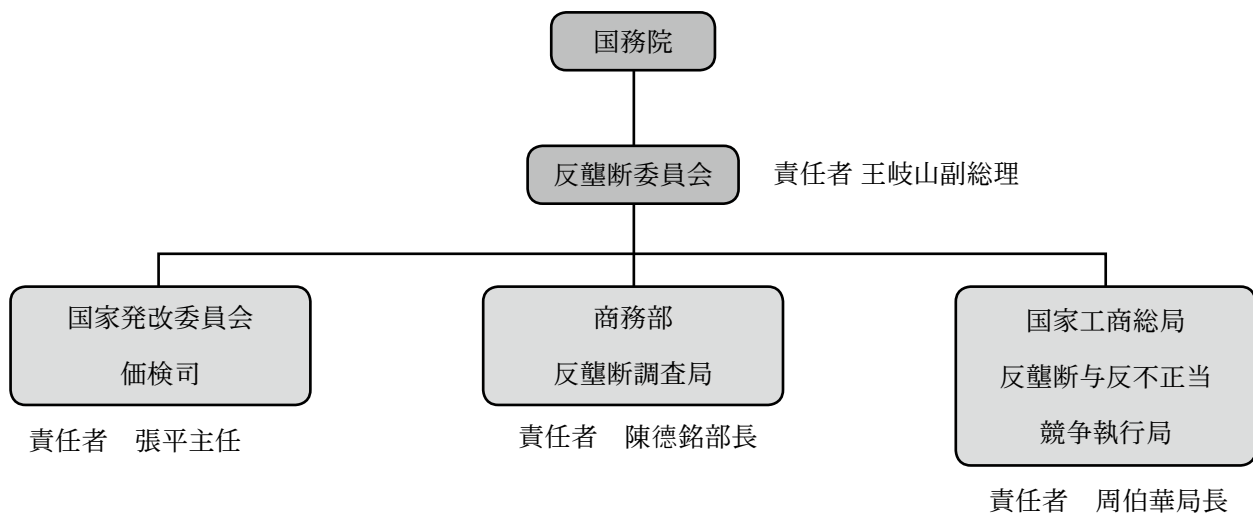
氏名	役職	役割		
		立法	改訂	審査
黄 勇	对外経済貿易大學法學院教授 对外経済貿易大學競争法中心主任 国務院独禁法立法専門家顧問委員会委員 独禁法原案作成チームメンバー	○	○	○
時建中	中国政法大學 中国科学技術法律学会副会長 中国法学会経済法律學研究会副秘書長 国務院法制弁公室独禁法改訂審査メンバー	○	○	○
王先林	上海交通大學教授 経済法研究所所長 国家商務部 WTO 貿易与競争政策専門家諮詢組メンバー 国務院法制弁公室独禁法審査専門家顧問委員会メンバー 国家知的財産権戦略専門家	○		○
王晓曄	中国社会科学院法學所研究員 経済法研究室主任 中国社会科学院大學院教授 独禁法原案作成チームメンバー	○		○
盛傑民	北京大學法學院教授 經濟學所所長 国家社会科学重點學科經濟法學科リーダー 独禁法原案作成チームメンバー	○		○
張 穹	国務院法制弁公室副主任 党組メンバー	○		

氏名	役職	役割		
		立法	改訂	審査
史際春	中国法學家経済法學研究会副会長 北京市人大常委会委員 北京市人大常委会法制委員会委員	○		
呉漢洪	中国人民大學経済學院教授 中国人民大學産業経済と競争政策研究中心主任 北京外国経済學説研究会事秘書長 国務院法制弁公室独禁法改正、審査メンバー		○	○
戚聿東	首都経済貿易大學工商管理學院院長 MBA 教育中心主任 中国産業経済研究中心主任		○	○
張昕竹	中国社会科学院研究員 規制理論と政策研究中心の主任 独禁法の審査のリーダグループ 国家価格仕事の専門家諮問委員会の委員	*		

注 * 独禁法に関する経済分析を担当する

2.1.2 執行機関

図 1 独禁法執行機関機構及び主要幹部名



- ・価格カルテルの調査、処分
- ・低価格購入、高価格販売等悪意的な行為を対象とする

- ・買収に関する独占禁止の審査業務
- ・中国企業の海外での独占禁止訴訟事件の応訴への指導、他国との競争政策に関する国際交流と協力
- ・国务院反壟断委員会の事務局

- ・価格カルテルを除いた独占カルテル、市場支配地位の濫用、行政独占に関する独禁法実施業務

2.1.3 執行機関主要幹部一覧

責任者	経歴
王岐山	2007-2007年 北京市委員会副書記、市長 北京オリンピック組織委員会執行議長、党組織副書記 2008-2008年 中央政治局委員 2008-現在 中央政治局委員 国务院副総理、党組織成員 中国共産党第15期中央候補委員、16期、17期中央委員、17期中央政治局委員
張平	1999年安徽省委員会常務委員、省政府副省長、党組織副書記 2005年12月 国务院副秘書長、機関党組織副書記 2008年3月11日 全国人民代表大会1回目会議で国家発展改革委員会主任に任命 中国共産党16期中央候補委員、17期中央委員

責任者	経 歴
陳德銘	2006年 国家発展改革委員会主任 2007年 商務部副部長、部長 2008年3月11期全国人民代表大会1回目会議で商務部部長に任命 中国共産党17期中央候補委員
周伯華	1990年から、株洲市委員会副書記、市長 2003年3月、湖南省人民政府代行省長 2006年10月、国家工商行政管理総局党組織書記、局長
尚 明	2001年 - 2003年 外経貿部公平貿易局調査専員 2003年 - 2008年 商務部条法司司長 2009年現在まで 商務部反壟断局局长
李 鐳	国家発改委価検司司長
姚 堅	商務部広報擔當責任者
彭 森	2003 - 2008 国家発展和改革委員会党組成員、規検組長 2008.11 国家発改委副主任

2.2 主要幹部発言概要

2.2.1 立法機関主要幹部発言概要

幹部名	発言	分野	発言内容概要
黄 勇	○	全般	・独禁法は競争問題のみ注目すべきであり、民族主義、文化傾向等の要素には触れない ¹
王先林	○		・独禁法は社会本位から出発すべき、社会公共利益を守ること ²
史際春	○		・独禁法は消費者に有利なものとし、市場参入者を管制し、消費者に高品質、安価、品種豊富の製品とサービスを提供させ、消費者の利益を最大化する ³
呉漢洪	○		・米国の独禁法の執行過程は教訓に値する ・競争を通し新技術の開発を図る ⁴
時建中	○	『関連市場定義指針』 『市場支配的地位の濫用行為禁止関連規定』	・関連市場の定義は独占の有無を判断する鍵となるが、その定義が相当に困難である ・強大であることは必ずしも独占を意味するわけではない ・合併に対しての審査は社会全体の利益を考慮することが肝要 ⁵
王曉曄	○		・ある製品は代用機能があれば、高価格で販売の可能性があるため、この製品は関連市場としてカウントされる可能性がある ・商務部は審査の際、主に市場競争に与える影響を考慮する ⁶
盛傑民	○		・独占禁止と企業の強大化を進めることは矛盾しない ・禁止しているのは企業の強大化ではなく、弱小へのいじめであり、強くなることを反対するのではなく、支配的地位濫用行為を制限することである ・独禁法は競争を支持するのみではなく、独占を支持、保護する面もあるが、その市場支配地位を濫用してはいけない ⁷
張昕竹	○		・独占行為に対する審査は専門的な判断が必要

1 「反壟断法必也只能關心競争問題」 <http://finance.jrj.com.cn/2009/04/0710464050292.shtml> (2009/3/27)

2 王先林 「知識産権與反壟断法的冲突與協調」、<http://www.xslx.com/hlm/mzfx/fxtt/2002-2-7-12567.htm> (2009/3/27)

3 「反壟断法実施百姓受益」 http://www.jrcb.com/fztb/zynt/200808/t20080807_60608.html (2009/3/27)

4 「反壟断法実施百姓受益」 <http://www.cnbeta.com/articles/77437.htm> (2009/3/27)

5 「2008 網上 3-15 訪談実録：法律政策与消費維權」 <http://www.competitionlaw.cn/show.aspx?id=3062&cid=35> (2009/3/27)

6 「社科院王曉曄：否決匯源併購案最終為了消費者」 http://www.china.com.cn/news/txt/2009-03/20/content_17471918.htm (2009/3/27)

7 「反壟断半年多 仍無真正“第一案”」 <http://news.315cd.cn/NewsContent.aspx?id=768> (2009/3/27)

幹部名	発言	分野	発言内容概要
張昕竹	○		結合を審査する際に、最も重要なのは“関連市場”を定義することである ⁸
張 穹	×		
戚衛東	×		

2.2.2 執行機関主要幹部発言概要

幹部名	発言	分野	発言内容概要
王岐山	○	全般	<p>主要課題：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・独禁法の関連規則を制定すること ・市場全体競争阻害状況の評価報告アウトラインを起草すること ・業種分類と評価標準を研究し、起草すること ・研究成果の反映、業種別市場集中状態のデータベースを構築する⁹
陳德銘	○	全般	<ul style="list-style-type: none"> ・中国は依然として外商の投資を歓迎する¹⁰
周伯華	○	全般	<ul style="list-style-type: none"> ・独禁法は人民全体の利益から出発し、公正的競争を保護し、製品の品質を確保する¹¹
張 平	×		
尚 明	○	『企業結合届出基準 関連規定』 『市場支配的地位の 濫用行為禁止関連規定』	<ul style="list-style-type: none"> ・企業結合審査の目的は企業規模の拡大を反対するわけではなく、規模拡大による反競争効果を回避するためである ・経済危機下に発生した企業結合の反壟断審査であっても特別に厳しくする、または甘くするわけではない ・独禁法は企業の合法的市場支配地位の取得を反対、あるいは禁止するわけではなく、市場支配地位の濫用することに対して禁止する ・技術基準に関する独占行為はますます重要視されている ・具体的な執行には、米国、EU 或いは台湾地区の事例を手本として、実際の必要に応じ、知財濫用に関わる独禁法関係の指導性文書を適時制定する¹²

8 「匯源併購案 將面臨反壟斷與國家安全雙重審查」 <http://www.yfzs.gov.cn/gb/info/XXDT/2008-09/10/1509242568.html> (2009/3/27)

9 「王岐山兼任國務院反壟斷委員會主任」 <http://news.163.com/08/0914/01/4LP0MUGI0001124J.html> (2009/3/27)

10 陳德銘「中国依然歡迎外資來華投資」 <http://www.08.cn/8803749965.html> (2009/3/27)

11 「周伯華会见歐盟競争事務委員尼麗·克羅斯一行」 http://www.gov.cn/gzdt/2007-09/06/content_739732.htm (2009/3/27)

12 「商務部反壟斷局局長尚明談推進反壟斷執法工作 維護市場公平競争」 <http://www.gov.cn/zxft/ft155/wz.htm> (2009/3/27)

幹部名	発言	分野	発言内容概要
姚 堅	○	『企業結合届出基準 関連規定』	<ul style="list-style-type: none"> ・ 経営者集中による国民経済発展に対する影響への審査は世界各国の経営者集中制度に関する通常の方法と同様である ・ 企業結合届出条件は下記の通り二つがある 定性的には、取引は必ず独禁法上の結合となっている 定量的には、結合は一定の規模があり参加企業の売上額が法定基準に満たしている¹³
彭 森	○	『市場支配的地位の 濫用行為禁止関連規定』	<ul style="list-style-type: none"> ・ 価格カルテル禁止に関する執行を推進し、価格カルテル禁止の関連立法業務を加速化させる ・ 通信、貿易分野における価格独占行為を重要な注意点とする¹⁴
李 鐳	○	『価格独占禁止規定』 『価格独占禁止行政 法執行手順』	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国家発改委は細則を定める際、“リニエンシー制度”、“承諾制度”、“告発制度”、“検査場所”、“行政機関の権力濫用による競争制限行為への処罰”などについて具体的な規制を制定している¹⁵

13 「商務部新聞發言人姚堅就可口可樂公司收購匯源公司反壟斷審查決定答記者問」
<http://www.mofcom.gov.cn/aarticle/zhengcejid/bj/200903/20090306124140.html> (2009/3/27)

14 「発改委明年重點關注通信商貿領域價格壟斷」 <http://finance.sina.com.cn/g/20081225/09425683915.shtml> (2009/3/27)

15 「部分壟斷行為查処將採取個案授權制」 http://www.caijing.com.cn/2009-04-02/110132459_1.html (2009/3/27)

3.1 独占協定

独禁法は基本的に実施機関に法律に則り、自由に裁判できる権利を与え、実施機関は各種のケースに基づき、企業の特定行為、または特定場合の行為が独占協定に違反するかを判断する。

価格以外の垂直方向の独占協定は合理的分析原則に基づき、違法であるか分析していくこととなるが、その判断基準となる細則が未制定であることから、分野、業種、製品、サービス別等の明確な実施細則を定めていく事が今後、必要とされるが、制定時期は不明であり、長い時間をかけて経験則から定めていくとの関係者の発言もある。

3.2 市場支配的地位の濫用

支配的市場地位濫用の意味は主体が市場支配的地位にあることであり、独禁法では市場シェアに関して市場支配的地位の判断要素を明確にしているが、市場シェア以外の判断要素は、依然として明確にされておらず、今後、市場シェアの確定時に、関連市場の定義が明確にされる必要がある。

例えばプリンタの場合、レーザープリンタ、インクジェットプリンタなど様々な方式があり、それぞれ市場も参入メーカーもことなるが、プリンタとして括るのか、あるいは方式別など細分化して括るのかは定かではない。現在まで、関連市場の定義の細則もまだ正式に施行されていない。

『関連市場定義指針』の草案がすでに公開されているが、正式に施行されるものは現在の草案と大きな差はないものと予測されている。将来、発表される細則は、関連市場の定義、集中度、販売市場または購買市場を制御する能力、財務状況、技術基準等が明らかにされるものと予測されている。

3.3 企業結合

3.3.1 『企業結合届出基準関連規定』

細則	『企業結合届出基準関連規定』
内容概要	<ul style="list-style-type: none">・この規定は2008年8月1日に独禁法が施行した以降、2009年3月までの7ヶ月間で、中国政府が発行した唯一の細則である・この規定以外に、関連その他細則の草案も発表されているが、その他の分野の草案はまだ完成していない状態である・この細則は主に独禁法に基づき、企業結合の届出基準を具体的に規定している・該当する企業の売上合計額とその中の、個別企業の売上額について具体的に定めており、実施が可能となっている・売上の計算方法・銀行、保険、証券、先物等特殊業種の場合、その業界の実際状況に基づき、考慮しなければならない
潜在リスク	<ul style="list-style-type: none">・最初に出された細則規定であり、中国政府が企業結合を重要視していることの象徴である・外国投資企業は企業結合を行う際、特に中国企業と結合を行う場合、十分に考慮する必要がある
免除条件	<ul style="list-style-type: none">・企業結合に参加する事業者の一家が他の各事業者の議決権が付与された株式又は資産の50%以上をすでに有している場合・企業結合に参加する各事業者の議決権が付与された株式又は資産の50%以上が、企業結合に参加しない同一の事業者によって保有されている場合
対応策	<ul style="list-style-type: none">・間接的に買収できる方法を工夫する・例えば、買収業務をコンサルティング会社に委託する、フランチャイズ、知的財産権権利移転、中小企業の繰り返し買収

3.3.2 『関連市場定義指針』

細則	『関連市場定義指針』
内容概要	<ul style="list-style-type: none"> ・この草案は関連市場の定義に実行可能な提案を提供し、主要内容は関連市場の意味、関連市場定義の理論証拠、定義の方法等である ・関連市場は商品範囲と地域範囲を含めている ・この考え方は商品の代用特性に基づくことである ・主に需要が代用できるかのことである ・関連市場の定義は唯一ではなく、実情に基づき、まず需要代用分析を行う ・必要な場合、供給代用分析も行う ・場合によって、独占者定義の仮説の下、分析し、関連市場を定義していく
潜在リスク	<ul style="list-style-type: none"> ・各国は関連市場の定義基準が異なる ・基準が同様であっても、評価結果が異なる可能性もある
対応策	<ul style="list-style-type: none"> ・独禁法及び関連細則の規定をよく理解、研究する ・中国の判例を研究し、許可または却下された真の理由を究明し、それを今後行動の参考にする

3.3.3 『企業結合届出暫定方法』

細則	『企業結合届出暫定方法』
内容概要	<ul style="list-style-type: none"> ・本草案の内容は支配的地位と売上額の関連概念である ・具体的には企業結合届出の売上額計算細則、届出書類の内容と形式、偽りの情報を提供するものへの処理作法なども規制されている
潜在リスク	<ul style="list-style-type: none"> ・関連売上額に達した企業は届出なし、或いは偽りの情報を提供することも独禁法に抵触する可能性がある ・各国の会計基準が違うので、外資企業は中国の会計基準を注意すべく。売上額の計算は方法によって違う結果となることもある
対応策	<ul style="list-style-type: none"> ・結合の際、中国の独禁法の関連条項を良く理解し、法律との抵触を回避する

独禁法は外資企業の企業結合の審査体系を定めている。施行された細則と草案からすると、中国独禁法は企業結合を厳しく管理する姿勢を示しており、その理由の一つとして、企業結合のケースが非常に多く、中国政府は市場秩序を守るため、企業結合を制限し、市場の無競争状態を防止することに重点が置かれていることを示唆している。もう一つの理由は、中国国内企業を保護することにあり、2009年3月に判決の出た米飲料大手コカ・コーラと中国国内の果汁飲料最大手「中国匯源果汁集団」買収却下の判例がその傾向を象徴する好例である。

判決ではコカ・コーラの中国匯源果汁集団の買収を独禁法違反で不可とした。その理由としてコカ・コーラが「中国の果汁飲料市場の競争を激化させる」、「市場の価格を吊り上げる恐れがある」、

「中小の果汁企業が倒産する懸念がある」があげられているが、実質的に国内企業を保護する立場を鮮明にしている。金融危機の背景の下、各国は中国の経済市場に期待し、中国市場での企業結合数が増える一方、中国政府の企業結合に対する規制は更に厳しく、関連細則も更に強固になるものと推測される。

3.4 行政権力の濫用による競争の排除及び制限

行政独占も独禁法の規制対象である。関連細則の整備に伴い、行政独占という中国固有の独占形態への対策が明らかにされる。

4 独禁法リスクチェックリスト

	検査要素	違法または違法可能な行為	判断基準	適用法律条項
独占協議（カルテル）	水平的	価格	これらの行為自体は違法となる	独禁法第 13 条により、競争関係ある企業の間にも左記協定が達成される
		販売数量		
		販売市場		
		取引制限		
		取引抵触		
	価格	再販価格を固定し、若しくは商品の再販最低価格を制限する行為	実情に基づきその合理性を具体的に分析する	独禁法第 14 条により、国务院独禁法執行機関が認定するその他の市場支配的地位の濫用行為
		商品の最高再販売価格を維持する協議		
垂直的	独占協定 独占協定 選択のある販売協定 特別許可協定 抱き合わせ販売			

	検査要素	違法または違法可能な行為	判断基準	適用法律条項
市場支配的地位の濫用	価格	不公平な高価格で商品を販売する行為 不公平な安価で商品を購入する行為 正当な理由なく、原価を下回る価格で商品を販売すること	独禁法の第3章第19条 次に掲げる各号のいずれかに該当する場合、事業者は市場支配的地位を有するものと推定することができる ◆市場シェア 1社 > 1/2 (50%)	独禁法第17条の規定により、市場支配地位にある企業には左記の市場支配地位濫用行為が禁止される
	取引拒否	正当な理由なく、上流または下請取引先に対して取引を拒絶すること	社 > 2/3 (66.7%)	
	取引制限	正当な理由なく、上流或いは下請取引先が自己との間でのみ取引するよう制限し、又はその指定した事業者との間でのみ取引するよう制限すること	3社 > 3/4 (75%)	
	抱き合せ販売	正当な理由なく、商品を抱き合せ販売すること 正当な理由なく、取引に際してその他の不合理な取引条件を課すこと		
	差別待遇	正当な理由なく、同等な条件の下請取引先に、価格等の取引条件の面で差別的待遇を行うこと		
企業結合	届出条件に合う結合は事前に届出必要となる	下記2つの条件が満たした場合、届出必要がある 事業者前会計年度の売上規模について、全世界での合計は100億元を超過した、または中国国内での合計は20億元を超過した場合 2社或いは2社以上の中国国内での売上額が4億RMBを超過する場合	『企業結合届出基準関連規定』	
	安全審査	外資系企業による国内企業の買収又はその他の方法による企業合併への参加が、国家の安全に関わる場合、通常の審査とともに、国家安全審査を実施しなければならない	独禁法第31条	

5 中国、日本、米国、EU の独禁法特徴比較

5.1 各国の独禁法の重点要素比較

各国の独禁法それぞれの運用上の重点は微妙に異なる。各国の独禁法の重点は下記の通りである。

	自由競争	公正	公益性	競争力向上
中国	★★★	★★★	★★★★★	★★★★
日本	★★★★	★★★★★	★★★	★★★
EU	★★★★	★★★★★	★★★	★★★
米国	★★★★★	★★★★	★★★	★★★★

注：★が多いほど、その重点度合いが強い。

中国版独禁法制定の最大の目的は日本、米国、EU には少ない公益性への高い関与度である。中国独禁法の第一条に、制定の目的は「独占的行為を予防及び防止し、市場の公平な競争を保護し、経済の運営効率を高め、消費者の利益及び社会公共の利益を保護し、社会主義市場経済の健全な発展を促進すること」とあり、除外項目も基本的には技術改善、生産性向上、知的財産権の行使、社会の公共利益に適合する等の場合である。

これは中国が社会主義市場経済の下、企業の技術レベル向上、企業の競争力向上を期待していると同時に、企業、国家として「消費者の利益及び社会公共の利益」を保護し重視することが背景にある。一方、日本の独禁法の目的は「公正且つ自由な競争を促進」、「国民経済の民主的で健全な発達を促進すること」であり、日本版の独禁法が米国政府の支持の下に制定された経緯もあることから、日本の独禁法は市場重視、公正、自由競争を重要視している。

また米国の独禁法は最も自由競争、公正を求めており、同時に連邦の法律と各州の法律がそれぞれ並存していることも特徴である。米国は自由な競争を目的に、公正な競争環境の構築が前提である。

更に EU の独禁法は米国の独禁法と類似しているところが多いが、EU の独禁法は競争者をより保護する姿勢が強いことと、価値目標として公正、且つ自由競争を追求することが顕著な特徴である。その主要な目的は市場独占禁止、市場での競争を保護し、全ての企業は公正な市場環境の中にこそ潜在能力を発揮することができることとしている。

5.2 独禁法の運営上の特徴比較

	中国	日本	EU	米国
法律名	反壟断法	独占禁止法	競争法	反トラスト法
施行年	2008 年	1948 年	1999 年	1914 年
国内、または聯合組織内で同一の法律運用である	○	○	○	×
単独の執行機関	×	○	○	×
細則が整備されている	×	○	○	○
違法の処罰が厳しい	×	○	○	○
独禁法の発展性を強調する	○	○	○	×
免除制度	○	○	○	○

中国の独禁法の内容はEUの影響を受けているが、運営上では類似しているが具体的特徴と運用はまだ十分に分かっていない。なお米国では、連邦の反トラスト法以外に、各州にそれぞれ独自の法律があることが大きな特徴である。執行機関については、日本、EUは1機関、米国は2機関、中国は3機関である。詳細は下記の通りである。

	執行機関数	執行機関
中国	3	商務部 国家発展改革委員会 国家工商総局
日本	1	公正取引委員会
EU	1	歐盟委員会
米国	2	連邦取引委員会 司法省反トラスト局

中国の場合、実際の運用上不明確なところが多く、今後、逐次多くの細則が施行されるものとされているが、その方向性に注目すべき点が多く、細則の運用により大きく、法解釈、運用が変わる可能性が大きい。

5.2.1 処罰

罰則等は、各国それぞれの競争法に従い、それぞれから課せられ、米国から課せられたから EU からは課せられなくなるということはありえず、各国法により裁かれる。違法の処罰は、日本、欧米では厳しく、米国は、処罰より賠償する原則に基づき、罰金は損害金額の 3 倍と高く、EU も米国と同じ方向で、高額な罰金を徴収する姿勢である。

中国では、独禁法を違反した場合の罰金金額は最高 50 万元以下、または年間売り上げの 10% 以下であり、企業に対して処罰するが、企業経営層個人的には責任が遡及しない点が特徴とも言え、中国では違法コストが低く、法律順守コストが高く、執行コストが低くないものとされている。

5.2.2 リニエンシー制度

中国、日本、EU、米国の独禁法にそれぞれリニエンシー制度があるが、それぞれの規定が異なっている。

中国	<ul style="list-style-type: none">・企業の示した証拠、または企業の承諾に基づき、免除を決定する・免除の具体的な幅の規定がない
日本	<ul style="list-style-type: none">・執行機関は当事者の参与程度、見直し意欲に基づき、免除を決めていく・「課徴金」は、公正取引委員会は裁決権がない
EU	<ul style="list-style-type: none">・自主申告順番と免除の幅を具体的に定めている・免除の幅は、示した証拠の価値、執行機関との協力性等に基づき判断する
米国	<ul style="list-style-type: none">・免除は自主申告の順番に基づき決める・自主申告しない者には 2 倍に処罰する・最初に自主申告した者に 100% 免除するが、その他の自主申告した者の免除幅を定めていない

5.2.3 発展性

中国、日本、EU は独禁法の発展性を強調している。特に中国は、2008 年に独禁法が施行されたが、細則がほとんど整備されていない状態である。ここ 30 年、対外改革開放より市場経済が激変しているため、独禁法制度の整備により、市場経済をより健全的に発展させていることを望んでいる。

これに対し、米国の反トラスト法は施行以来、すでに 100 年間ほど経過し、法制度として成熟しているため、独禁法の発展性をあまり強調していない違いがある。

5.3 法律の基本項目有無の比較

		中国	日本	米国	EU
法律名		反壟断法	独占禁止法	反トラスト法	競争法
水平的 独占協定	価格協定、市場分割協定 入札談合等の項目がある	○	○	○	×
垂直的 独占協定	再販価格維持、その他価格制 限等の項目がある	○	○	○	×
支配的 地位濫用	支配的地位濫用禁止の項目が ある	○	○	○	○
企業結合	企業結合の禁止及び事前届出 の義務がある	○	○	○	○
	当事者は日本企業同士であつ ても、その親子会社を含めて、 該当国内での売上は一定規模 を超える場合、事前に該当国 で事前届出が必要がある	○	○	○	○
	安全審査項目がある	○	×	×	×
行政独占	行政権力の濫用による競争の 排除及び制限の項目がある	○	×	×	×

各国独禁法の共通項目は独占協定、市場支配的地位濫用、企業結合であるが、行政独占は中国独禁法のみ規制されていることが特徴である。

EU 独禁法を除いた国の独禁法は、独占協定は垂直的、水平的なものがある。EU 独禁法法律上は垂直的、水平的独占協定を明確に区分していないが、実際には、EU 独禁法の第八十一条第一項に独占協定は垂直的、水平的、及びライセンス許可の中の競争制限条項と3つに分けている。

5.3.1 安全審査

安全審査項目は、中国版独禁法のみ規制しているが、他の国の独禁法は別の法律で定めている。独禁法第三十一条規定：外資による国内企業の買収又はその他の方法による企業結合への参加が国家の安全にかかわる場合、この法律の規定により当該企業結合の審査を実施する他、国家の関連規定に基づいて国家安全審査を実施しなければならない。中国独禁法にこの条項を定める背景として、国務院が提出した草案にはこの条項がなかったが、近年、外資企業が中国国内企業を買収するケースが増えつつあり、これらの買収事件は中国の産業基盤にも影響を与える恐れがあるため、買収の場合、安全審査も行う考えが追加された経緯がある。

安全審査によって、中国政府はマクロ経済とミクロ市場を共に規制し、国全体の経済政策を策定、実施し、外部からの経済戦争と対抗し、自国の利益を保護していく。外資企業が国内企業を買収する場合の国家安全審査制度は、中国のみではなく、他の多くの国ではすでに実施されている。中国は今回独禁法の規定より第一段階の国家安全審査制度を整備したこととなる。

5.3.2 行政独占

行政独占は中国版独禁法に特有な条項であり、他の国の独禁法にはない。これは中国の実情によることで、中国版独禁法の最も大きな特徴であると言える。

独禁法第八条規定

行政機関及び法令の授権により公共事務を管理する権限を有する組織は、行政権力を濫用して、競争の排除又は制限をしてはならない

行政独占は行政主体が行政権力を濫用し、地方政府は地元の利益のみを重視し、市場参入、商品流通の競争を排除又は制限し、市場における公正な競争を破壊する違法行為であり、このようなことは中国では地方保護主義とよばれ、事例として以下の自動車ナンバー登録手数料の不公平性があげられる。

1998年6月、上海市政府は次の規定を定めた。上海の自動車メーカーであるSANTANA乗用車の個人のナンバー登録手数料は2万元であるが、非上海製車のナンバー登録手数量は8万元である。これに対し、1999年10月湖北省政府の対抗規定は、省内でSANTANA乗用車を購入した場合、7万元の「特困企業解救基金」（特別困難企業支援金）を徴収する。湖北省の自動車メーカー製の富康ブランドの乗用車は標準乗用車とさせており、その他のブランド乗用車ナンバー登録ができない。この2地域はそれぞれ地域優先であり、明らかに競争の排除又は制限に該当する。

5.4 法律の基本項目内容の比較¹⁶¹⁷

	中国	日本	米国	EU
独占協定	<p>横方向の独占協定はそのものが違法である</p> <p>再販価格の固定は指定そのものが違法である</p> <p>縦方向の独占協定は合理的原則で分析し、競争を制限する協定については禁止、除外等がある</p>	<p>除外制度は詳細に定めている</p> <p>除外される業界と除外行為がある</p>	<p>法律上は原則のみ定めている</p> <p>競争制限の独占協定は一律に禁止されている</p> <p>明確に挙げられない禁止項目を合理的原則で分析する</p>	<p>法律対象外の独占協定を明確に定めている</p> <p>競争を制限する協定については、禁止、除外等がある</p>
市場支配的地位の判断基準	<p>1社の市場シェアは1/2、2社のシェアは2/3、3社のシェアは3/4を超える場合</p> <p>(いずれかの事業者の市場占有率が10%以下の場合、当該事業者は市場支配的地位を有する事業者であるとは推定しない)</p>	<p>1社の市場シェアは1/2、2社のシェアは3/4を超える場合</p>	<p>明確な規定がない</p> <p>1社の市場シェアが75%を超える場合</p>	<p>必ず2社以上の企業の共同行為で支配的地位を確保できる</p> <p>1社の市場シェアが40%を超えている</p>
市場支配的地位濫用行為	<p>排他的支配的地位の濫用</p> <p>自由競争を制限する支配的地位濫用</p> <p>高価格販売の略奪性定価濫用</p>	<p>排他的支配的地位の濫用</p> <p>自由競争を制限する支配的地位濫用</p> <p>高価格販売の略奪性定価濫用</p>	<p>排他的支配的地位の濫用</p> <p>自由競争を制限する支配的地位濫用</p>	<p>排他的支配的地位の濫用</p> <p>自由競争を制限する支配的地位濫用</p> <p>高価格販売の略奪性価格濫用</p>

16 尚明『中華人民共和國反壟斷法』理解與適用（法律出版社 2007/10）pp.62-65./pp.155-156./pp.188-189

17 時建中『反壟斷法——法典評與學理探源』（中國人民大學出版社 2008年）pp.516-517

企業結合の事前申告基準	参加企業の前年度の売上はグローバルで100億RMB、または中国で20億RMBを超える 且つ2社以上の中国での前年度売上が4億RMBを超える場合	参加企業のグローバル資産総額は100億円を超える 当事者及びその親会社、子会社の総資産は10億円を超える場合	結合の片方の総資産、または年間売上は1億米ドル以上、片方の年間売上が1,000万米ドル以上の場合 取引額が1,500万米ドルを超える場合	いずれの参加企業のグローバル売上が50億EUROを超える 且つ2社のEUでの売上が2.5億EUROを超える場合
知的財産権との関係	知的財産権権利の正当行使行為は認められるが、その行使は競争を制限した場合、独禁法と抵触する	独禁法は技術に関わる、且つ主観的な目的で他社の技術革新、利用制限行為である この場合、競争への影響等を考える必要がある	価格固定、抱き合わせ販売、生産量制限、市場分割等はそれ自体が違法である その他の競争妨害行為は合理的原則で分析する	知的財産権の許可、譲渡は独禁法と抵触する可能性がある

中国独禁法は、支配的地位に対する判断基準について、市場占有率が10%以下は支配的地位にならないとしている。この定義は10%を超えると、支配的地位にある可能性もあるとの解釈もなりたつことから、該当企業は判断基準に満たない10%以上であっても支配的地位を利用した濫用行為に該当されるリスクがあることに留意すべきである。

5.5 独禁法の知的財産権分野での応用

5.5.1 適用範囲

	特許	著作権	商標	意匠	商業秘密	ノウハウ	ソフトウェア著作権	実用新案
中国	○	○	○	○	○	○	○	○
日本	○	○	○	○	○	○	○	○
EU	○	○	○	○	○	○	○	○
米国	○	○	○	○	○	○	○	○

各国の独禁法は知的財産権にも適用される。

5.5.2 関連法律

中国	2008年『独禁法』
日本	2007年『知的財産権利用上の独占禁止法ガイド』
EU	2004年『技術ライセンス許可協議のロット除外条例』
米国	2007年『反トラスト法と知的財産権：技術革新促進と競争』

中国独禁法は2008年に施行されたが、知的財産権保護に関して、基本原則のみ述べており、それに関連する知的財産権濫用行為を規制する細則はまだ発表されていない。これに対し、日本、EU、米国はそれぞれ関連細則がすでに整備し、運用されている。

5.5.3 基本原則¹⁸

中国	<ul style="list-style-type: none"> 合法的に知的財産権を利用することは違法にならない 権力の利用範囲を超えると、違法になる可能性がある 権利の利用範囲を超え、且つ競争を制限する効果がある行為は違法に当たる
日本	<ul style="list-style-type: none"> 権利を行使する行為と独禁法に違反する行為を区別すること 制限行為の影響下にある関連市場を定義すること 制限行為は競争に対する効果を分析すること
EU	<ul style="list-style-type: none"> 技術移転ライセンスは関連規定を満たす場合、免除が可能である 核心制限：協定の目的、効果は競争を制限することであれば、禁止される セーフハーバールール：上記核心制限条項以外に、市場シェアは一定限界を超えない場合、一括免除は可能である セーフハーバー以外の技術移転ライセンスは当事者は自社で競争への影響を評価できる 一部の制限条項は免除できない 当事者の事前申告内容に基づき免除を許可することではなく、事後規定と異なると発見された場合、技術移転ライセンスを取り消す
米国	<ul style="list-style-type: none"> 知的財産権は他の財産権と類似し、反トラスト法の原則を利用すること 知的財産を有しても、仮に市場支配的地位が持つとされないこと 知的財産権は全体的に競争を促進する効果を持つこと

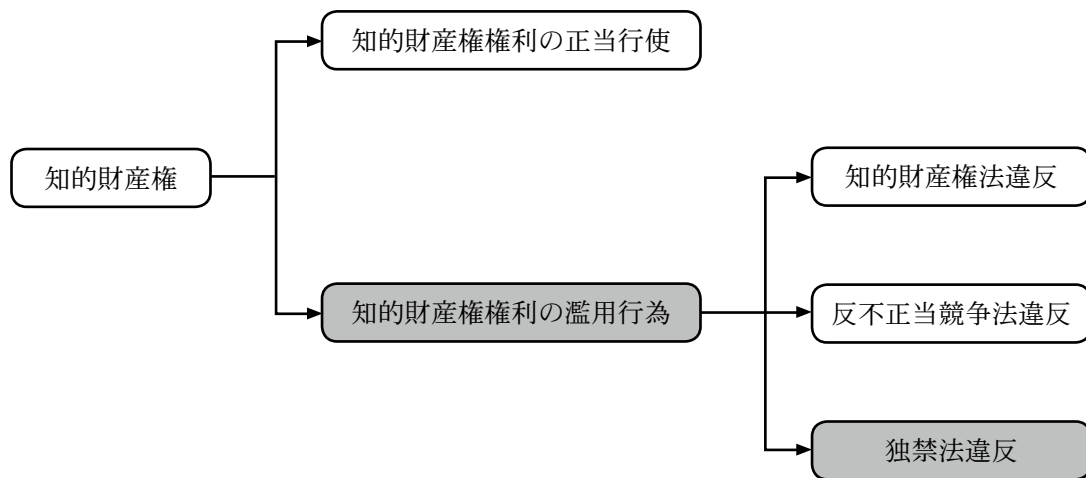
18 王先林『知識産権濫用及其法律規制』（中国法制出版社 2008/6）pp.93-95./pp.111-113./pp.132-139。

【2】 知的財産権と独禁法

1 中国独禁法と知的財産権との関係

1.1 中国独禁法と知的財産権との関係

図 2 中国独禁法と知的財産権との関係



1.2 独禁法と知的財産権との関係について中国独禁法関係要人の見解

<p>張 平 国家発展改革委員会主任 中国共産党 17 期中央委員</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・中国が独禁法を施行した理由は、国内市場を独占する企業の恐れがあることから、法的手段で外国企業が国内で独占状態になることを防ぐことにある ・知的財産権の問題に直面し、外国企業が中国国内の一部の産業で独占状態になることを防止しなければならない¹⁹
<p>時建中 国務院法制弁公室独禁法改訂審査メンバー 中国政法大學教授</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・『独禁法』は、知的財産権を保護する点では知的財産権法とは一致しており、排除しているわけではない ・事業者が知的財産権を濫用し、競争を排除、制限する場合にだけ適用し、事業者が正当で合法的に知的財産権を行使し、十分に知的財産権の価値を実現させることには影響しない ・第 55 条は知的財産権法と独禁法を対立させたものではない ・知的財産権行使行為は基本的に独禁法に規制されていないが、企業は法律の範囲を超え、競争排除または制限の行為を行うと、独禁法に制限される ・知的財産権権利行使は必ず関連法律、行政規定を遵守しなければならない²⁰
<p>王先林 上海交通大學教授 国務院法制弁公室独禁法審査専門家顧問委員会 国家知的財産権戦略専門家</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・知的財産権そのもの、及びその正当行使行為は違法ではないが、知的財産権濫用行為は独禁法に規制されている ・独禁法は中国企業において日々増えている国際的な知的財産権紛争案件解決のための有力な武器となる²¹

時建中教授は独禁法は、知的財産権を保護する点では、知的財産権法とは一致しており、排除しているわけではないとしているが、張平国家発展改革委員会主任は、執行側の立場でもあり、独禁法も知的財産権法も、主として外国企業に中国市場が席捲されることに対する対抗手段としての役割に重点を置いているとしており、王先林教授は、独禁法を外資企業との知的財産権紛争案件解決のための有力な武器になるとの考えであり、張平国家発展改革委員会主任同様に国内企業保護の姿勢の傾向である。

米飲料大手「コカ・コーラ」の中国国内の果汁飲料最大手「中国匯源果汁集団」買収に関する独

19 「直面 3G 知識産権問題」 <http://market.c114.net/176/a161303.html> (2009/3/20)

20 時建中『反壟斷法——法典評與學理探源』(中國人民大學出版社 2008 年) pp.513 -514.

21 「反壟斷法出臺有望限制權利濫用」 http://ip.newmaker.com/art_10067.html (2009/3/20)

禁法に基づく審査は2009年3月、独禁法違反を理由に却下されたが、国内企業保護の要因も背景にあるものと推測される。

1.3 最高人民法院の独禁法学習、実施に関する通達内容

最高人民法院の独禁法を真剣に学習及び実施に関する通達（2008年7月28日）の内容は下記の通りであり、独占に関する紛争と各種不正競争紛争をまとめて知的財産権紛争範囲に収め、知的財産権濫用行為に関わる反独占民事案件及びその他各種反独占民事案件の審決体制の迅速確実な整備を期していることがうかがえる。

- ・独禁法は知的財産権濫用行為阻止と知的財産権保護と緊密な関係があり、反不正競争法と同様に競争法に属する
- ・2008年4月1日から施行された『最高人民法院民事案件案由規定』（最高人民法院民事案件及びその原因に関する規定）は、独占に関する紛争と各種不正競争紛争をまとめて、全部知的財産権紛争範囲に収めている
- ・各人民法院は法律に基づき、知的財産権濫用行為に関わる反独占民事案件及びその他各種反独占民事案件を確実に審決を行う²²

1.4 知的財産権法と独禁法との共通点と相違点

		知的財産権法	独禁法
共通点	技術革新の奨励	○	○
	社会的公正を守る	○	○
	競争を刺激	○	○
相違点	基本	民事権利、私的権利、主に私的利益の目的である	経済法である 社会を本位にし、「公」的要素をリードし、社会の公益を目標にしている
	知的財産権保護に対する基本姿勢	権利所有者の利益を保護する	知的財産権の濫用行為のみ規制
	競争への影響	重要な競争ツール	競争の公正性を守る

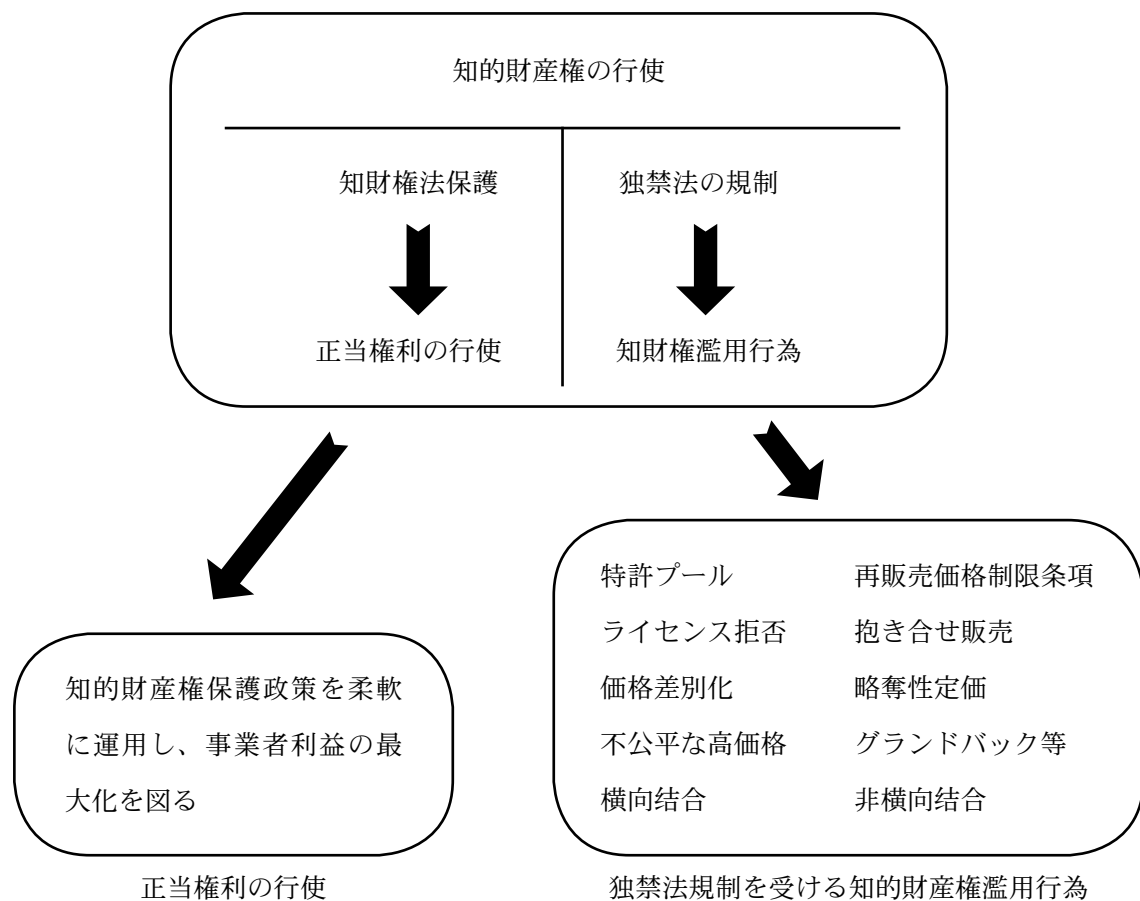
22 「最高人民法院通知要求 切実依法審理好各類反壟斷案件 保護經營者和消費者合法權益 維護公平競爭的市場秩序」 <http://www.court.gov.cn/news/bulletin/release/200807310002.htm> (2009/2/19)。

知的財産権と独禁法とは、技術革新の奨励、社会的公正を守る、競争を刺激することにおいては共通である。知的財産権と独禁法は矛盾関係にはなく、異なる立場、異なる手段によって共通点である技術革新の奨励、社会的公正を守る、競争を刺激することを目的としており、その中で独禁法における知的財産権行使の規制範囲が注目されるが、独禁法ではあくまでも濫用行為のみ規制しており、通常の濫用に値しない行使は規制外であるとしている。

1.5 独禁法が規制している知的財産権濫用行為一覧

知的財産権権利の行使には正当権利の行使と濫用行為とがある。

図3 知的財産権権利の正当行使と濫用行為



知的財産権法は正当な権利の行使を保護し、また知的財産権の濫用行為は独禁法の規制を受けなければならないとしており、知的財産権の保護政策を柔軟に運用し、正当な権利を行使し、会社の利益を最大化することが重要である。

知的財産権の濫用行為には特許プール、再販売価格制限条項、ライセンス拒否、抱き合せ販売、価格差別化、略奪性定価、不公平な高価格、グランドバックなどがある。

1.6 独禁法が規制している知的財産権濫用行為

濫用行為	内容
特許プール	・二つ或いは二つ以上の企業が若干の特許技術を連合し、特許プールを構成し、協定の相手がこのパッケージパテントを使用することができ、且つ第三者に対するライセンスを与えること
再販売価格の制限条項	・知的財産権所有者は知的財産権の商品を販売したとしても、依然として購入者にその商品の再販売価格を制限する行為
ライセンス拒否	・知的財産権権利権利者は自己の独占的地位を利用し、自己の権利を行使し、その競争相手に合理的条件のライセンスを拒否し、自己の独占的地位を強め、競争を制限、且つ排除すること
抱き合わせ販売	・知的財産権の権利者は知的財産権商品を販売するときには、その独占範囲を超え、特許でない構成要素でない物を一緒に販売することである
価格差別化	・知的財産権の所有者は同じクラス、同じ質の商品又はサービスの買い方に対する異なる支払い価格を要求する
略奪性定価	・知的財産権の所有者は競争相手を排除するため、原価を下回る価格で商品を販売する行為
超過販売	・知的財産権の所有者はその市場支配的地位を利用し、正常な競争条件では獲得できない、且つ大幅に公正標準を超える価格を制定する行為
グランドバック	・知的財産権のライセンス協定では、許可された者はそのライセンシーの技術における改善は優先的にそのライセンシーに特許を譲渡することを認めなければならない

1.7 第五十五条の条件及び適用できる回避策

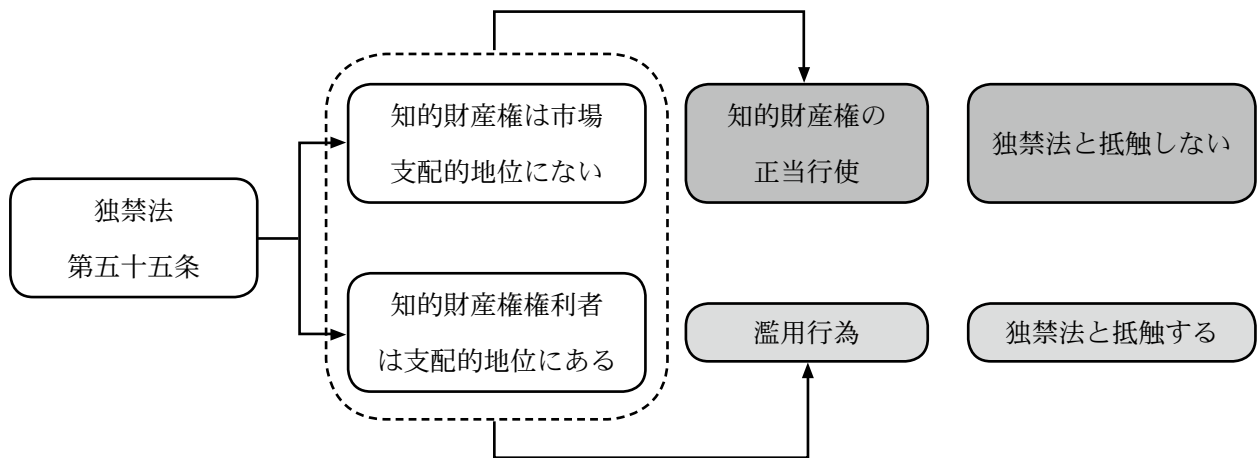
1.7.1 中国独禁法の知的財産権行為に対する規定上の特徴

下記の通り2つの特徴がある。

- ・経営者は法律に基づき、知的財産権行使の行為が適用する場合を除き、知的財産権の濫用行為、競争制限行為は規制範囲に収まる
- ・知的財産権濫用行為に対する規制は、独占行為の規制原則に適用され、即ち、知的財産権分野に適用する特別な制度がない

1.7.2 適用と市場シェアとの関係

図4 独禁法第五十五条知的財産権の適用と市場シェアとの関係



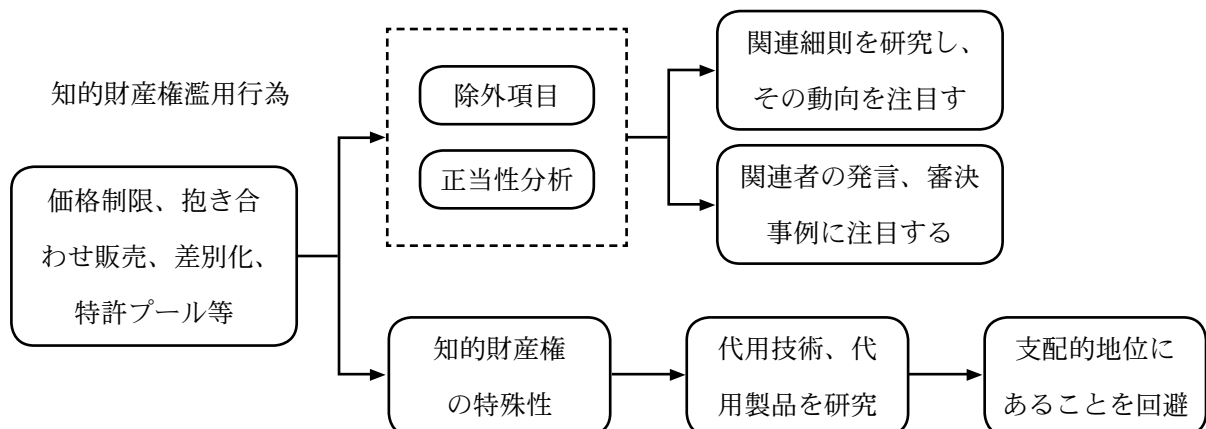
独禁法第五十五条では、事業者が知的財産権に関する法令の規定に基づき、知的財産権を行使する行為については、この法律を適用しないとしているが、事業者が知的財産権を濫用して競争を排除又は制限する行為については、この法律が適用される。知的財産権権利を保有していることは市場支配的地位を有することとイコールではなく、権利者が知的財産権を合法的に利用すれば、独禁法に違反することがなく、知的財産権権利を有することにより、支配的地位にあるとしても、合法的に知的財産権権利を行使すれば、独禁法に違反することがない。

但し、知的財産権権利を濫用すれば、市場競争を制限するか、阻止することがあり、消費者の利益を損害することがあり、独禁法に抵触する。独禁法で市場行為の規制は主に市場支配的地位にある企業を対象としており、これらの企業の関連行為はより厳しく規制されている。

＜参考＞濫用行為に対する規制の法律は知的財産権法、反不正当竞争法、独禁法などがある。

1.7.3 リスク回避方法

図5 独禁法に規制される知的財産権濫用行為のリスク回避策



知的財産権の行使に当たって、価格制限、抱き合わせ販売、差別化、特許プール等の行為は独禁法に規制される可能性があるが、上記の行為そのものは違法ではなく、多くの行為は免除でき、ケースバイケースで、その合理性に基づき分析されるものもある。知的財産権の特殊性もあり、知的財産権に関わる独禁法違反行為の判断と施行実態の関連に関しては不分明な要素が多く、予測が困難であり、審査・執行機関の意思が注目されており、関連する要人の発言、今までの審理事例が参考になる。

独禁法にある免除項目、及び知的財産権権利行使で、独禁法に規制される可能性のある行為の正当性を具体的にし、法律上のリスク回避を図ることが重要であり、その際に知的財産権に関わる項目は第十五条、及び第五十五条があるが、この2条は具体性がなく、実際の運用を予測できない。

将来的には、知的財産権権利の濫用行為に関する細則が発表されるものと予測されるが、発表前は現在予測される範囲での濫用行為に該当しない日常的な行為が求められ、知的財産権の標的となる特許、著作権、商業秘密等の代用品が出る可能性がある。代用品の存在があるため、知的財産権権利者が支配地位になりにくい側面もあり、支配的地位にあるかを判断する際、関連市場の定義が重要である。代用製品、代用技術を幅広く取り入れると、関連市場は広くなり、支配的地位になりやすく、独禁法の規制を回避できる面がある。

2 日系企業における SCM 管理における核技術導入、契約方法上の留意点

2.1 独禁法が規制している SCM における行為

SCM (Supply Chain Management、サプライチェーン・マネジメント) は、主に製造業や流通業において、原材料や部品の調達から製造更に、流通、販売までに渉る商品供給の流れをサプライチェーンとしてとらえており、日系企業が中国で販売事業を展開する場合、中国販社は直販、直売店以外に、代理店等を活用するが、直販支社、直売店がある場合、この組織は中国販社と同一グループであるため、独禁法は適用されず、代理店販売の場合に限り、独禁法の対象となる。

製造業者は中国販社と別会社の場合、製造業者、原材料、部品供給者、総代理店、ディーラーは本部とは別の独立法人であることから、本部はこれらの業者間との取引関係については独禁法が適用される。中国販社の販売活動において、独禁法と抵触する可能性のある活動範囲の概要は次頁の通りである。

図 6 SCMにおける独禁法が規制している行為

■上流企業に対して行う垂直的独占行為

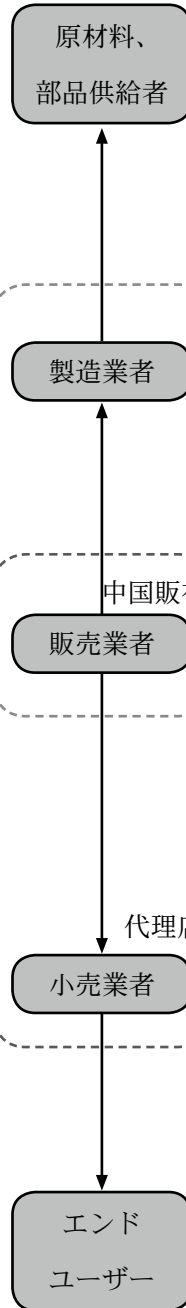
- ・ 不公平な低価格で商品を購入する
- ・ 取引先が指定した供給業者のみから仕入れする
- ・ 特定の取引先との取引を拒絶する
- ・ 取引に際して不合理な取引条件を課す
- ・ 同等な条件の取引先に、価格等の取引条件の面で差別的待遇を行う
- ・ その他

■同業者と共同で上流企業に対する水平的独占行為

- ・ 原材料の購入市場を分割する
- ・ 共同してある上流取引先に対して取引を拒絶する
- ・ 販売市場を分割する
- ・ 共同して取引をボイコットする

■下流業者に対する行う垂直的独占行為

- ・ 商品の再販売価格を固定すること
- ・ 商品の再販売価格について最低価格を制限する
- ・ 不公平な高価格で商品を販売する
- ・ コストより低い価格で商品を販売する
- ・ 特定の代理商に対して取引を拒絶する
- ・ 下流業者が自社との間でのみ取引するよう制限し、又はその指定した事業者との間でのみ取引するよう制限する
- ・ 商品を抱き合わせ販売し、又は取引に際して不合理な取引条件を課す
- ・ 同等な条件の下流業者に対し、価格等の取引条件の面で差別的待遇を行う
- ・ その他



2.2 SCMにおける独禁法が規制している知的財産権濫用行為一覧

	独禁法規制行為	知的財産権該当濫用行為	日系企業の見逃し	
			よくある	ある
対同業者	価格固定または変更	価格固定または変更	○	
	市場分割	市場分割		△
	生産量、販売量制限	生産量、販売量制限		△
	取引ボイコット	取引ボイコット		△
	新製品、新技術導入制限	新製品、新技術導入制限	○	
	略奪性定価	略奪性定価	○	
	取引拒否	ライセンス拒否		△
	差別化	価格差別化		△
対上流企業	低価格購入			△
	取引先の制限	技術ソース指定	○	
	取引拒否	ライセンス拒否		△
	差別化	価格差別化	○	
	抱き合わせ販売	特許プール		△
		パッケージ・ライセンス		△
		著作権集団管理許可		△
拘束条件付取引	拘束条件付取引	○		
対下流企業	取引先の制限	技術ソース指定	○	
	最低価格制限	最低価格制限	○	
	価格固定	価格固定	○	
	再販売価格の拘束	再販価格指定	○	
	異常な販売価格	超過販売		△
	抱き合わせ販売	抱き合わせ販売		○
		著作権集団管理許可		△
		特許プール		△
		パッケージ・ライセンス		△
	差別化	価格差別化	○	
	再販地域の限定	販売地域制限	○	
	拘束条件付取引	拘束条件付取引		○
		特許譲渡条項		△
		使用満期後の使用制限		△
	販売方法の制限	販売ルート指定	○	
取扱商品の制限	利用範囲制限	○		
販売量指定	販売量制限	○		
取引拒否	ライセンス拒否	○		
1社独占販売カルテル	排他的取引	○		

注：○—よくある、△—ある

サプライチェーン活動における独禁法の規制行為のほとんどは知的財産権濫用行為に該当している。

2.3 日系企業のSCMにおける核技術導入、契約方法上の留意点

次表は上表中で見逃されることが多い日系企業の知的財産権濫用行為についての内容及び、留意・改善点である。知的財産濫用行為と直接関係しない活動の場合も、一部を独禁法が規制しているSCMにおける行為について参考として一覧に含めている。

2.3.1 同業者間の場合

濫用行為		留意点、改善策
価格固定または変更	<ul style="list-style-type: none"> 同業同士、または協会のメンバーが協議し、中国での販売価格、またはその決定の要因、価格帯、値上げ幅（値下げ幅）を決めていく 必ずしも密室での協議でなく、電話、電子メールでも成立する 	<ul style="list-style-type: none"> 同業同士、協会のメンバーが協議した上、販売価格を決定・変更する行為そのものは事実上の価格カルテルとなる これは独禁法の明文上で禁止されている行為であり、会合に出席しないことが極力望まれる 価格カルテルの証拠としては、議事録、メール、電話、会談、調整行為等多様にわたるので、注意が必要である 同業者以外の第3者が会合に参加し、この第3者が会合でカルテルを行っていない証明ができれば有利になる
新製品、新設備、技術の利用または開発の制限	<ul style="list-style-type: none"> 日本の優れている新製品、新技術を中国に導入するかについて、同業同士が会談する 	<ul style="list-style-type: none"> 自社判断で導入する、または導入しないかは問題ない 自社の導入しない発言は他社の導入意欲を低下させる恐れがあるため、注意する必要がある
ライセンス拒否	<ul style="list-style-type: none"> 特許ライセンスを許可した他社は、脅威となっているから、重要特許の更新を拒否する 競合他社と申し合わせてから取引を拒否する 	<ul style="list-style-type: none"> 直接拒否するのみではなく、異常な高価格設定により、相手に事実上取引できないことも拒否と見なされる
価格差別化	<ul style="list-style-type: none"> ライバルA社を排除するために、特定地域、または特別用途に限定した低価格販売を行う 	<ul style="list-style-type: none"> 価格差別化をする場合、その理由が説明できる必要がある

略奪性定価	<ul style="list-style-type: none"> 市場支配的地位にある当社はライバル A 社を排除し、シェアを獲得するため、一定期間中、製品の製造コストより低価格で製品を販売する 	<ul style="list-style-type: none"> 不景気、在庫処理等の特別な理由がない限り、一定期間中、特別な低価格販売を行わない 低価格で販売する場合、販売価格はコスト価格より高いことを証明できる 低価格販売の目的は市場シェア獲得、ライバル排除ではないことを証明できること
OEM 取引会談	<ul style="list-style-type: none"> OEM 取引会談に伴う情報交換 	<ul style="list-style-type: none"> OEM 取引に限定した必要な情報交換は問題がない 具体的な取引を超えた業界情報の交換は注意が必要である
工業会等の業界会合	<ul style="list-style-type: none"> 同業が集まる工業会は定期的に会合があり、会合で業界の最新の動きを紹介したり、業界情報を交換する 	<ul style="list-style-type: none"> 参加しても良いが、価格、販売量または供給量等の濫用行為に関わる話題に参加しない このような話題に参加できないと明言し、関連する対応を明記しておく

2.3.2 対上流企業の場合

濫用行為		留意点、改善策
技術ソース指定	<ul style="list-style-type: none"> 日系企業は製品の品質にこだわりがあり、特に特許技術を利用している製品の技術への要求は高い 高品質を確保するために、メーカーがサプライヤーに対し部品、原材料の仕入先を指定することはしばしばある 	<ul style="list-style-type: none"> 現地の市場状況に基づき、仕入先を指定せずに、品質を保証できる方法を工夫する 核技術として、特許に関わる製品が仕入先の指定が必須であるとする場合、それを証明できれば、濫用行為ではないことが認められる 上流企業と提携し、共同出資で特許製品の開発を行うことも可能である
価格差別化	<ul style="list-style-type: none"> 同一条件の取引先に対し、取引価格が異なる 	<ul style="list-style-type: none"> 関連取引書類の中、価格差別化の疑いがないことを確認する より低価格で仕入れられるために、取引先に対する取引量、支払い期限、長期的志向等に基づいた値引き交渉ができる 判断しにくい場合、相見積もりで取引先を決めるのも一つの方法である

2.3.3 対下流企業の場合

家電製品、自動車、医薬、化粧品等の分野において、日系企業は製造メーカーを中心にした流通系列販売を行っており、代理店制、特約店制、専売店制等を利用し、自社の販売チャンネルを構築している。

この体制の中で、製造メーカーは販売チャンネルを末端まで管理する姿勢があり、地域別販売政策、代理店の評価基準、管理方法、代理店の支援体制、代理店との契約内容、及び契約内容の表現等は、知的財産権の濫用行為とみなされる可能性があるために改定の必要がある。

1) 技術ソース指定

濫用行為		留意点、改善策
技術ソース指定	<ul style="list-style-type: none"> ある特定技術に関わる製品は、自社または自社の指定した企業のみから仕入する 	<ul style="list-style-type: none"> 技術ソース指定の必要性を再検討する 現地の中国企業と提携し、共同で核技術を利用した製品を開発、生産、販売していく

2) 再販価格維持

濫用行為		留意点、改善策
再販価格維持	<ul style="list-style-type: none"> 販社が傘下の販売チャンネルに再販価格を固定したり、または最低販売価格を制限する 販売会社は代理店に一定の価格以上で販売するように要請し、安売りした場合代理店に出荷を止める または出荷を止めさせるような発言等の行為を行う 再販価格の指定により、同一ブランド内代理店同士の競争を減少することができる (日系企業はこのような競争制限の行為で競争を回避することが多い) 	<ul style="list-style-type: none"> 再販価格を指定あるいは制限したり、安売りを止めさせたり、安売り行為業者に何らかの不利益を課す行為はしない 再販価格指定について、中国はまだ関連細則を公表していない 当面は海外の事例を参考するのが対応準備策である
地域間の販売価格差の設定	<ul style="list-style-type: none"> 中国は広く、地域間の経済力の格差が大きく、販社は地域によって、異なる販売価格を設定することが多い 	<ul style="list-style-type: none"> 中国内陸と沿岸地域との販売価格差の設定を取り消し、希望小売価格を実際の販売価格に近づけるように設定する

<p>販社がユーザーに納入価格を決定した場合</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 販社はユーザーと協議し、納品価格を決定後、代理店にその決定価格での納品を指示する 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 再販価格維持行為に該当しないが、契約書等にこの実態を明記する必要がある
<p>委託販売</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 家電商品、アパレル等の量販店に販売業務を委託した場合、メーカーの委託社員で商品を販売する ・ メーカーより委託社員を管理し、商品の販売価格を管理する行為 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 日欧米はこの場合は再販価格維持に該当しない ・ 中国においては、日欧米の対処を参考にできるが、この取引実態は契約書等の書類に明記することにより、必要な場合、再販価格維持にならない証拠になる

3) 抱き合わせ販売その他の拘束条件取引

抱き合わせ販売は 100% 違法ではないため、実施する際、自社が業界での位置づけ、抱き合わせ販売の影響の範囲、取引対象数、規模、約束程度、販売効果、消費者の便利さと要望、従来中国の販売習慣等を考慮する必要がある。

濫用行為		留意点、改善策
<p>A 商品と B 商品を同時に購入させる</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 代理店に当社の A 商品を購入する場合、一定の比率は B 商品を購入しないとイケない ・ 当社の弱い A 商品を強い B 商品と一緒に仕入れなければ、供給しない 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 典型的な抱き合わせ販売行為である ・ 販促で A 商品を購入する場合、B 商品を購入してもらいインセンティブをつけることができる
<p>当社製品のみ販売要請</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 当社製品のみ販売している代理店に製品を供給するが、競合他社製品も販売している代理店に供給しない 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 代理店はリスク分散するために、マルチブランド販売の場合が多い ・ 代理店で当社の製品をより多く販売してもらうために、製品強要のリベート、マージン以外に、トレーニング、管理支援などの販促支援を通して代理店の成長性、将来性等販売・取扱意欲を向上させる
<p>代理店の販売ユーザー層指定</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 代理店の商品販売のユーザー層を指定する ・ 例えば、外資系企業向けのみ販売する、日系企業向けに販売してはイケないなど 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 販社はターゲットユーザーを細分化し、より多くの販売、よりよいサービスを提供するために、このような行為がよくある ・ 販売ユーザー層の制限を取り消す

<p>消耗品を本体と抱き合わせしてユーザーに購入させる</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ソニーではビデオカメラはソニーの指定したバッテリーのみ使えるように、ユーザーが当社の本体を購入した場合、当社または当社指定したブランドの関連消耗品のみ利用できるようにした ・この件は裁判でソニーが勝訴した 	<ul style="list-style-type: none"> ・本体と付属品か、付帯サービスのそれぞれの販売価格の明示した上、セットで購入するかは消費者が選択できれば、違法の疑いがない ・中国の販売上の習慣は、商品に使われている乾電池、メモリカード等の互換品は、本体と別売りの場合が多いが、日本業者の場合は、初期購入時、本体と一緒にセットで販売している ・抱き合わせ販売今後の方向性を考える際、中国のこのような商習慣を研究する必要がある
<p>商品と付帯サービスを一緒にユーザーに購入させる</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・日系企業はサービスを重視しているが、商品をよりうまく利用させるために、ユーザーに商品と付帯サービスを一緒に購入させる 	<ul style="list-style-type: none"> ・自社の業界での位置づけ、拘束条件は取引先の競争の制限、取引の制限、及びその効果等から、拘束条件の合理性を分析していく ・少なくとも、契約書、文書上の表現は、代理店、特約店、専売店等の販売方法の制限に関することを明示しない
<p>販売ルート指定</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・全体の販売方針を考えた上、代理店の販売方法を指定し、自社が市場での販売ルートを整備している ・代理店に対し、卸売りを行ってはいけない ・高級デパートでこの商品しか売らない、この製品は直販しかできない 	<ul style="list-style-type: none"> ・自社の業界での位置づけ、拘束条件は取引先の競争の制限、取引の制限、及びその効果等から、拘束条件の合理性を分析していく ・少なくとも、契約書、文書上の表現は、代理店、特約店、専売店等の販売方法の制限に関することを明示しない

4) 価格差別化

濫用行為		留意点、改善策
超過販売	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特許のライセンスについて、特定の業者に対し意図的に高価格を設定する 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 『価格法』、『価格独占行為を阻止する暫定規定』には、高価格、暴利に関する規制があるが、高価格に関する明確な定義がなく、超過販売行為に関してどのように運用されるかは、現段階では不明である ・ 但し、価格差別化、価格固定での提訴もありえるため、注意が必要である
排他的 価格設置	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自社製品のみ販売している代理店と競合他社製品も販売している代理店との間で、販売価格、リベート率、マージン率等に差を設置する 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 同一条件の代理店か、特約店には基本的に同一価格で販売する ・ 取引の条件を細分化し、取引先の信用度、コスト、取引量等取引先の条件に基づき、販売価格を設定する ・ 但し、正当な理由があるとしても、あまり差が大きく、その差があることを説明できない場合、違法の疑いがある

5) 販売地域制限

濫用行為		留意点、改善策
販売地域指定	<ul style="list-style-type: none"> ・ 中国市場をいくつかの地域に分割し、代理店か特約店はそれぞれの販売担当地域を指定する ・ 企業が販売地域を制限することによって、製品の横流れを防止する ・ 製品の横流れに特に問題がなければ、地域別の再売価格差が維持できる 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 中国は広く、各地域の市場の特徴は異なっている ・ 関連市場の定義は物流業の発展、取引の困難度合に基づき判断されている ・ 再販地域制限—再販価格維持という従来の価格システムが独禁法に問われている ・ 販売地域指定、指定販売地域を超えて販売する場合は再検討必要がある

6) 販売量制限

	濫用行為	留意点、改善策
販売量制限	<ul style="list-style-type: none"> ・代理店、特約店、専売店等の販売量を制限し、意図的に供給不足、品切れ、商品の売れ行きがよい等の偽の現象を示し、商品の高い販売価格を維持していく 	<ul style="list-style-type: none"> ・取引契約書にこのような内容があってはいけない ・販売量の制限に対し、一定販売量を超えた場合、リベート率、マージン率、奨励等の条件に切り替えることが一つの解決策である

7) ライセンス拒否

	濫用行為	留意点、改善策
ライセンス拒否	<ul style="list-style-type: none"> ・自社が核技術を握っている支配的地位を利用し、取引先に合理的な条件でライセンスを許可しない ・当該代理店は当社の競合他社と取引している理由で拒否する 	<ul style="list-style-type: none"> ・当該代理店が信用できない、当該代理店の会社イメージは当社と合わない等の確実な理由があれば、問題がない ・取引先の合理的ライセンス申請を拒否する場合、納得できる理由が必要である ・自社の支配的地位を維持していくために、今後さらに開発を進めることにより、より新しい知的財産権を取得し、自社の技術上の優位性を継続していく

【3】 まとめ

2008年8月に施行された中国独禁法は運用面におけるガイドライン（＝細則の規定）が無いまま施行された。

その後、企業結合に関する細則『企業結合届出基準関連規定』が発表されているが、それ以外は未発表であり、発表時期などに関してはまったく明示されておらず、その中で最初に企業結合の細則が発表されたことは中国当局が企業結合に関して大きな関心を持っていることを示している。中国、日本、EU、米国それぞれの独禁法の特徴比較によって、中国版独禁法は公益性重視、行政独占、複数機関執行、処罰が甘い等の特徴がある。

知的財産権を保護する点では知的財産権法と一致しており、共に技術革新の奨励、競争の刺激等が基本原則であるが、知的財産権は知的財産権権利者の利益保護によって、技術革新保護と競争を刺激することが制定の目的であり、知的財産権権利行使は知的財産権の正当な権利範囲を超えない場合、一定の競争制限、排除の場合があるとしても、独禁法から免除されることができるとされており、知的財産権を濫用して競争を排除、制限する行為に対してのみ独禁法が適用される。

但し、独禁法抵触の判断として重要な濫用の定義に関してもまだ定まっていない現状であり、更に一定の競争制限の解釈としてその競争の程度が数値として示されない限り、特定の事例が競争関係として制限される懸念があることが問題である。日系企業は中国で知的財産権を行使する際、いかに独禁法を守るかの前提の下、利益を最大化し、従来の事業活動への影響を与えないように行動すべきかが問われている現状である。日系企業の日常的な事業活動の中で、SCM活動を中心にして、独禁法抵触面で見逃されることが多いとされる行為が数多いことが、リスク回避上、問題である。

【4】 提言

1 独禁法細則の企業知的財産権活動に与える影響

知的財産権に関する基本運用原則は独禁法第五十五条に定められており、将来、知的財産権濫用行為を規制する関連細則の施行が予測されており、企業はその細則の動向を把握し、あらかじめ対応を行う必要があるが、2009年3月現在、施行されている細則、及び細則案はすべて企業結合に関するものである。

知的財産権に関しては下表の細則案『関連市場定義指針』（中国語表記『関与相關市場界定的指南』）が関わるものとされる。以下に細則案の内容から独禁法細則が知的財産権行使に与える影響、及びリスク回避策の分析を示す。

細則案	解釈・回避方法
・商品の生産サイクル、使用期限、時期、流行性、または知的財産権保護リスクは商品に対して無視してはいけない特徴となる場合、関連市場の定義は、時期も考えないといけない	・独禁法において、関連市場の定義は非常に重要である ・知的財産権濫用行為の判断においても、関連市場の判断も非常に重要である ・草案にも「知的財産権保護危険は商品に対して無視してはいけない特徴となる場合、関連市場の定義は、時期も考えないといけない」と定めている ・企業は上記定義を理解した上、自社製品の関連市場を定義し、関連行動を行っていく
・技術貿易、許可協定等知的財産権に関わる独禁法審査において、知的財産権、技術革新、技術市場等の関連も考える	・細則草案には、法審査において、知的財産権、技術革新、技術市場等のことをまだ具体的に定めていないが、技術革新のための合理的な行為は知的財産権の保護を得ることができ、独禁法に規制されないと推測可能である ・知的財産権に関わる協定は、それがもたらす可能な効果、技術の先端性、排他的等の面から解釈する場合、十分な理由を説明できれば、法律上のリスク回避の可能性がある
・関連市場の定義は唯一ではない	・自社に有利な関連市場の定義方法による対案を準備する ・但し、十分に納得させないといけない

独禁法の細則は独禁法運用実施上のガイドであるが、全部の該当するある行為を明示することはできない、ある行為に関する判断は最終的に証明、執行責任者の見方、行為そのものの合理性との関係が大きく、企業は常にリスクを意識して活動する必要がある。

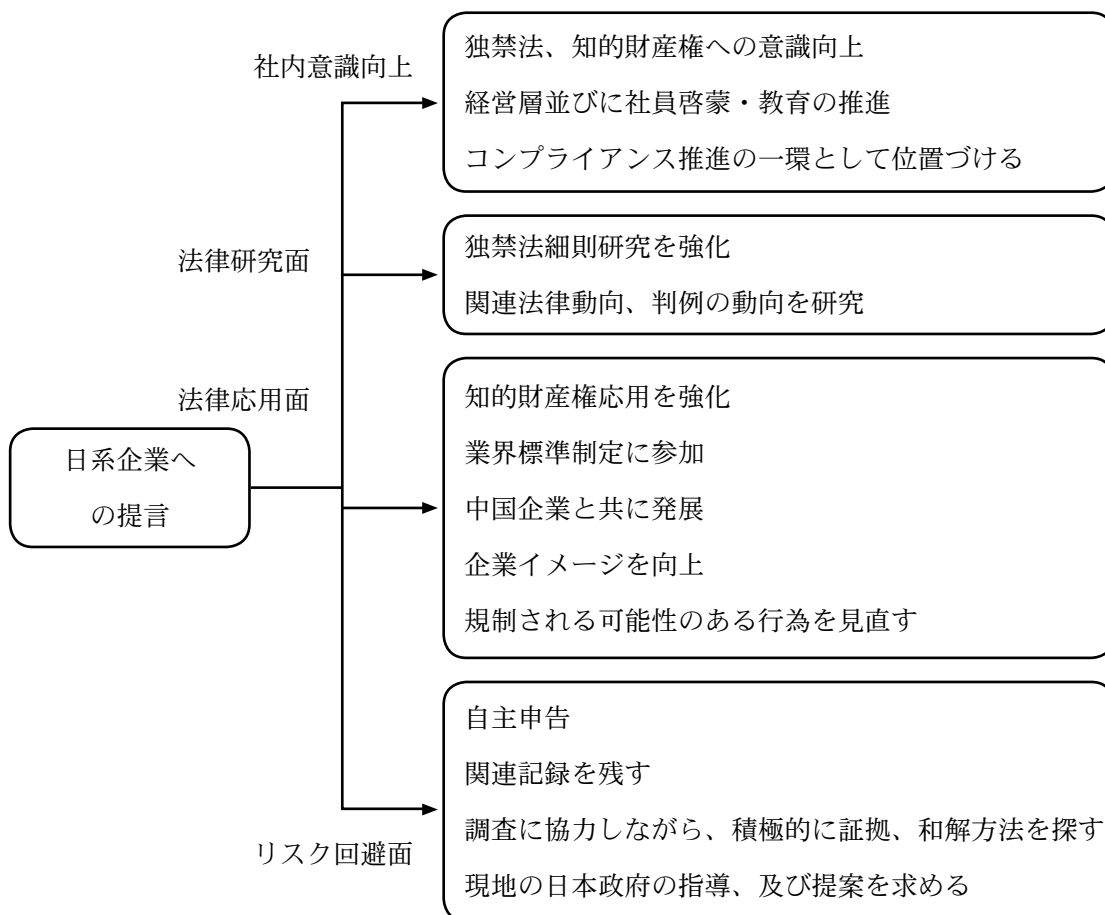
2 日系企業への提言

今後、日系企業の中国における事業活動には、積極的な知財事業展開、法的対抗が一層必要になってきている現状であり、従来からの知財実務の視点に留まった対策に満足していることは得策ではなく、独禁法施行はまさにその警鐘と言える。つまり、自社の知的財産権の活用や行使が社会や市場にどのような影響を与えるかを会社前提として事前に良くアセスし、独禁法を含めた総合的な事前戦略の策定を念頭に置いた効果的な対策無くして市場実態としての有利な地位はこの中国では築けないことを意味する。

企業のなかには、自社の不利や知財権の弱さを覆い隠すため、独禁法（権利の濫用抑止）や標準化（社会進歩や環境保護促進）などを本来の主旨から切り離し歪曲し、純粋な知財権とは異なる分野を意図的に絡めて対抗する場合もあり、この場合には経営と知財に関する基本方針および施策の一貫性、市場やマスコミへのコミュニケーションを欠くこと、また対策が後手後手に回り拙劣な手段に終始することは避けなくてはならない。

これからの知財責任者は、知財権の活用においては独禁法などからの影響が社会や産業、国家政策に起因することを、深く考察し、事実関係の把握、そして何よりも強い理念を持ち、より広範で中長期的な視点から対策に取り組む必要がある。

図 7 日系企業への提言



2.1 社内意識向上

依然として日系企業における独禁法、知的財産権に関する問題意識が低いことが前提としてある。この問題の解決のために経営層から独禁法、知的財産権への問題意識啓発に向けた、知識、日常的な留意点の学習を実施し、更に全従業員への啓蒙教育の推進を実施することを通し、リスク回避、更に知的財産権保護意識を高めること、会社全体のコンプライアンス推進運動の一環として位置づけ、社内の意識を高めることが求められる。

また中国は「情大于理、理大于法」（感情＞道理＞法律）の傾向がある国であり、法律上で禁止されていることは、企業内に明文化されていなければ、社内での意識の向上、実際の運用に波及しない面があり、この点は企業サイドで社内教育をする際の重要な留意点でもある。

2.2 法律研究面について

2.2.1 独禁法及び関連細則、知的財産権関連法律を研究

日本政府機関、弁護士事務所等の関連サイト、セミナーなどで日本語に翻訳された中国独禁法及び関連細則、知的財産権関連法律を学習し、日本の該当する法律上の違いを比較する。

2.2.2 法律動向、審決事例の動向を把握

独禁法施行後の動向、中国判例を分析し、その特徴を洗い出し、今後の自社対応を準備していくが、中国の独禁法は施行後まだ1年未満であり、判例が少ないため、中国の独禁法に大きな影響を与えている EU 独禁法の判例を参考として対応策を研究する。

2.3 法律応用面について

2.3.1 知的財産権応用を強化

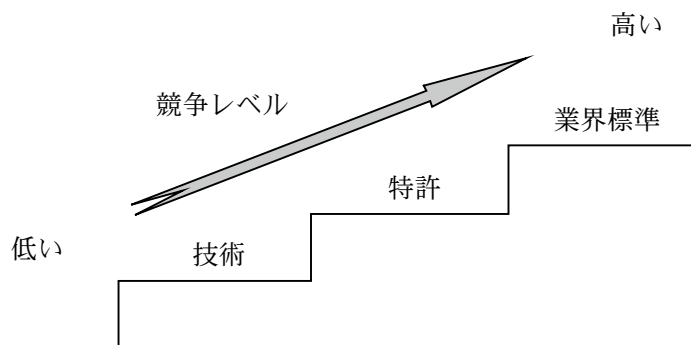
中国知的財産権、独禁法に関する理解、分析を深め、知的財産権を最大限で活用していき、技術流出防止のため、特許技術保護、商業秘密のバランスを考えた上、技術ソリューションのメリット、デメリットを分析していく。

一般的には、解釈の容易な部分は、国内、及び製品の主要輸出国で特許を申請すると同時に、製品の製造工程、最後の実施効果等の技術ノウハウを適切にキープし、特許保護に適用しない、または特許で保護できない技術ソリューションの機密保持を確実にし、商業秘密保護措置を整備する。企業は商標を可能な限り多くの製品分野に登録し、商標権を取得し、将来必要な時に利用でき、または他人に濫用された場合の訴訟の証拠として準備していくことが肝要である。

2.3.2 業界標準制定に参加

企業間の競争は、技術→特許→業界標準に従い高レベルになっていく。下図に示す通り、業界技術をリードする業界標準制定は、最高レベルの競争参加という大きな意味を持っている。

図 8 企業間競争レベルと技術レベル



業界標準の制定をした企業の標準を採用した企業はこの標準技術を利用するために、場合によっては、この企業に特許利用費を支払わなければならないケースが多く、この場合には特許権を所有している企業は業界標準制定より莫大な利益を獲得できる。

特定企業の製品標準は業界標準に採用された場合、この特定企業は業界をリードでき、競合他社より技術の優秀性、標準化に向けた製品規格調整等の費用、時間等を大きく節約できるため、高い優越性を持つことができ、日系企業は特許を大量に保有しているため、従来の優位性を生かしながら、中国でも業界をリードする地位を獲得できる。

2.3.3 中国企業と共に発展

特許等の技術を中国で応用するために、中国企業にライセンス許可を行う以外に、中国の地元企業と提携し、中国企業と共に発展していくことにより、技術及び管理上のノウハウ、専門技術者を社内に確保し、技術流出防止等の効果も期待でき、自己申告基準を満たさない範囲で、中国企業を買収し、短期間で市場シェア獲得と売上向上とが達成可能である。

多国籍大手企業は中国で知的財産権紛争があった場合、和解で終了するケースが多く、インテルが中国の地元企業東進、米国の GM 自動車と中国の奇瑞自動車との知的財産権紛争案の例がある。

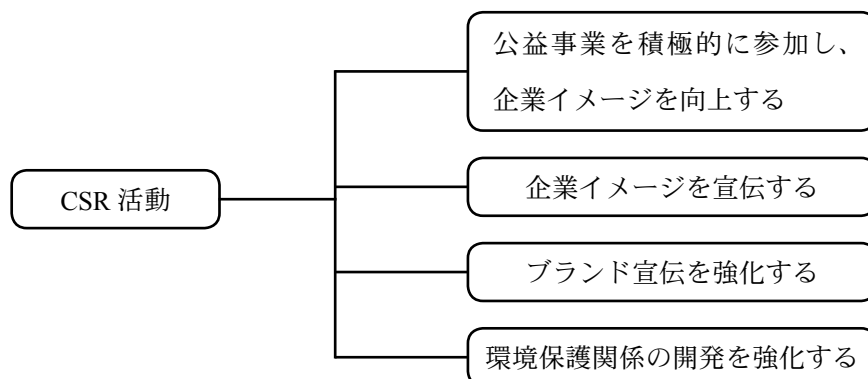
2.3.4 独禁法、知的財産法コンプライアンス活動の推進

独禁法及び関連細則、その他関連法律に規制されていることに違反せず、違法の恐れがある場合、直ちに見直すことが求められる。

例えば、従来定めた制限項目に関する処罰を、制限項目を守った場合の奨励へと変更し、自ら行動すると、独禁法が規制される行為になる恐れがある場合には、自社ではなく抵触しない範囲で、コンサルティング会社、仲介業者等、第三者で実施する。

2.3.5 企業のイメージ向上

図9 CSR活動



企業イメージを向上する。大型公益活動の参加、スポンサー担当、販促、ブランド広告、環境活動等の活動より実現する。

2.4 リスク回避について

2.4.1 自主申告

日系企業は自社が知的財産権濫用行為があり、明らかに独禁法に規制されると分かった場合、自ら中国政府に申告する。

2.4.2 違法か不安の場合、自分に有利な証拠を残しておく

実際の活動において、ある行為が違法であるか、不明確の場合、将来の提訴の対策として、違法しない証拠を残しておく、例として、工業会、同業同士との会合時、敏感な価格等の話題が出た際には途中退室し、その旨を議事録に記載させ、更に議題・日程を事前に確認し、業界情報の交換等が予想されれば、参加を見合わせる配慮も望まれる。

誤解を招く内容の文書（「市場で高いシェアを有し」、「市場で有力」など）が社内にあるかをチェックし、ある場合は直ちに見直し、高い市場シェアの場合、様々な局面で慎重に対応していく社内体制作りが必要である。

2.4.3 強制調査時の対応

違法の疑いがあり、強制調査された場合、まず執行機関の調査に協力し、その際には過度な警戒・敵意を示さず妨害もせず、また反対に迎合する姿勢も示さず、友好的に対応するとともに、疑いのある場合、協力する姿勢を示しながら、積極的に証拠、和解方法を探し、同時に、早急に社内外で違法しない証拠を集め、データの紛失を防ぐことが重要である。事実上、違法とはっきりしている場合には、早期その違法行為を見直し、和解、あるいは、何らかの方法での一日も速い問題解決を進める。

調査協力の目的は、中国法律の執行上の「坦白从寬」（素直に告白したら、処分は甘い）原則に沿い、仮に違法の場合には処罰が最低であることを目指す。独禁法第四十五条では、違法行為があった場合、一定期間でなんらかの措置を取ることで、違法にならなくなることもある。

2.4.4 日本政府に指導、提案を求める

日本政府の中に中国の法律を研究している専門家がいるため、企業はリスクがある、またありそうな場合、これらの専門家に実用的な提案を求め解決を進める。

2.5 日系企業の SCM における独禁法に関するコンプライアンス

区分		内容
同業同士	工業会、 同業の会合	<ul style="list-style-type: none"> ・独占協定に関わる恐れがあるため、出席しないほうが望ましい ・会合で業界の価格、生産量または販売量制限等のカルテルに関する話題が出た場合、退室し、参加しない記録を残しておく ・同業との会合は、OEM 取引、環境、省エネ、共同開発等の話題に限定し、価格、生産量、販売量等敏感な業界話題に触れない
	価格差別化	・十分に理由説明できる場合のみ行う
	低価格販売	・市場シェア獲得、ライバル排除ではない等市場競争を制限することを証明できる場合に行う
対上流企業	技術ソース指定	・中国企業と提携して、共同で特許製品を開発、製造、販売する
	仕入れ先指定	・特許に関わる製品が仕入れ先の指定が必須ではない場合にかぎり、仕入れ先を指定しない
対下流企業	全體	・関連取引書類の中、価格カルテル、販売地域指定、地域別価格格差設定等の表現を避ける
	抱き合わせ販売 その他拘束条件 付き取引	<ul style="list-style-type: none"> ・慎重に行う ・拘束条件を奨励制度へと変更する ・セット販売は中国の商習慣に合わせる
	代理店管理 システム	・代理店にレポート、マージン以外に、トレーニング、販促支援などを通して、代理店の成長性、将来性等販売・取扱意欲を向上させる
	取引価格差別化	・この場合、取引条件を細分化する必要がある
	販売地域指定	・この場合、地域別の特徴は商品販売に明らかな影響があると証明できる
	販売量の制限	・一定販売量を超えた場合、レポート率、マージン率、奨励等の条件を厳密に設置する
	ライセンス拒否	・この場合、納得できる理由が必要である

参考文献

- [1] 尚明等『反壟斷法理論與中外判例評析』．[M]．北京：北京大學出版社、2008.4
- [2] 周作斌、劉凡、周子雯『知識產權法律基本理論研究』．[M]．北京：中国統計出版社、2007.2
- [3] 時建中『反壟斷法—法典釋評與學理探源』．[M]．北京：中国人民大學出版社、2008
- [4] 尚明等『中華人民共和國反壟斷法』理解與適用．[M]．北京：法律出版社、2007.10
- [5] 王先林等『知識產權濫用及其法律規制』．[M]．北京：中国法制出版社、2008.6
- [6] 馮曉青『全球化與知識產權保護』．[M]．北京：中国政法大學出版社、2007.12
- [7] 蔣志培『中国知識產權司法保護 2008』．[M]．北京：中国傳媒大學出版社、2008.5
- [8] 王先林『知識產權與反壟斷法』．[M]．北京：法律出版社、2008

【5】 データベース

1 知的財産権濫用行為を規制している関連法律

1.1 関連法律一覧

NO	施行	法律名稱
1	1983 年	『中華人民共和国中外合資經營企業法實施條例』 『中華人民共和国中外合弁企業法實施條例』
2	1993 年	『反不正當競争法』
3	1999 年	『合同法』 『契約法』
4	2001 年	『技術進出口管理條例』 『技術輸出入管理條例』
5	2004 年	『関与審理技術合同糾紛案件適用法律若干問題的解釈』 『技術契約紛争判例適用法律の若干問題に対する解釈』 技術合同審理 技術契約審理
6	2004 年	『對外貿易法』
7	2008 年	独禁法 『独佔禁止法』

1.2 関連法律の規制内容

1.2.1 『中華人民共和国中外合弁企業法實施條例』

中華人民共和国國務院令第 311 號 2001 年 7 月 22 日 公佈

(翻譯：中華人民共和国 唐山市人民政府日本事務所)

『中華人民共和国中外合弁企業法實施條例』第 43 条により、技術移轉協議書は下記の規定に該当しなければならない。

- (1) 技術使用料は公平で合理的でなければならない
- (2) 双方に別途協議がある場合を除き、技術輸出側は技術輸入側に対しその製品の輸出地域、数量、価格を制限してはならない
- (3) 技術移転協議の期間は一般に 10 年を超えてはならない
- (4) 技術移転協議期間の満了後、技術輸入側は引き続き当該技術を使用する権利を有する
- (5) 技術移転協議を締結する双方は、改善技術を相互交換する条件は対等でなければならない
- (6) 技術輸入側は自らが適切であると判断した調達先から必要な機械設備、部品、付属品及び原材料を購入する権利を有する
- (7) 中国の法律、法則で禁止する不合理な制限条項を含んではならない

1.2.2 『反不正競争法』

1993 年 9 月 2 日中華人民共和国主席令第 10 號公佈

(翻訳：日本貿易振興機構)

第 6 条 公共企業または法により独占地位を有している事業者は他人に指令しその指定する事業者の商品を購入させてその他の事業者の公正競争を排除してはならない。

第 7 条 政府及び所属部門は行政権力を濫用して、他人に指令しその指定する事業者の商品を購入させ、その他の事業者の正当な経営活動を制限してはならない。

政府及び所属部門は行政権力を濫用してその他の地方の商品が本地域の市場に参入し或いは本地域の商品がその他の地方の市場に参入することを制限してはならない。

第 11 条 事業者は競争相手を排除することを目的としてコストを割る価格で商品を販売してはならない。次の状況の一つに該当する場合は、不正競争行為とみなさない。

- (1) 新鮮または生鮮商品を販売すること
- (2) 有効期限が切れようとしている商品、或いはその他売行不振の商品を売りさばくこと
- (3) 季節性の値下り
- (4) 債務弁済、転業、営業停止などにより値下して商品を販売すること

第 12 条 事業者は商品を販売する場合、購入者の意思に背いて商品の抱き合せ販売をし、或いはその他の不合理な条件をつけてはならない。

第 15 条 入札者は入札談合をして入札の価格の引き上げ、引き下げをしてはならない。入札者と入札を募るものが、結託して競争相手の公正競争を排除してはならない。

1.2.3 『契約法』

1999 年 3 月 15 日第九届全国人民代表大会第二次會議通過

(翻訳：中日金網)

第 3 条 契約当事者の法的地位は平等であり、当事者の一方は自分の意志を相手側に強制してはならない。

第5条 当事者は、公平の原則にしたがって、各方の権利や義務を確定しなければならない

第329条 非合法的に技術を独占し、技術進歩を妨害しまたは他人の技術成果を侵害する技術契約は無効とする。

第343条 技術譲渡契約は、譲渡者と被譲渡者により特許の実施範囲や技術秘密の使用範囲を約定することができる。但し、技術の競争と発展を制限してはならない。

第344条 特許実施許可契約は、当該特許権の存続期間においてのみ有効である。特許権の有効期限が終了し、または特許権が無効であると宣言された場合、特許権所有者は当該特許に対し、他人と特許実施許可契約を締結してはならない。

第346条 特許実施許可契約の譲受者は、約定にしたがい特許を実施しなければならない。約定外の第三者による当該特許の実施を許可してはならず、約定に従い使用費を支払わなければならない。

第351条 譲渡者が約定通り技術を譲渡しなかった場合は、一部または全部の使用費を返還し、違約の責任を負わなければならない。特許の実施、または技術秘密の使用が、約定の範囲を超えた場合、また約定に違反して勝手に第三者に当該特許の使用、あるいは当該技術秘密の使用を許可した場合、違約行為を中止すべきであり、違約の責任を負わなければならない。約定の秘密保持義務に違反した場合は、違約の責任を負わなければならない。

第353条 譲受者が約定にしたがい特許を実施し、技術秘密を使用し、他人の合法的権益を侵害した場合、譲渡者が責任を負うものとする。但し、当事者に別途約定がある場合はこの限りではない。

第355条 法律、行政法規により技術輸出入契約または特許、特許申請契約に対し別途規定があるときは、その規定に従うものとする。

1.2.4 『技術進出口管理條例』

中華人民共和國國務院令第331號公佈

(翻訳：日本貿易振興機構)

第二十九條 技術輸入契約には以下に掲げる制限的条項を含めてはならない。

- (1) 譲受人に技術輸入に必須ではない付帯条件を求めること。必須ではない技術、原材料、製品、設備又はサービスの購入を含む
- (2) 譲受人に特許権の有効期間が満了し又は特許権が無効宣告された技術について許諾使用料の支払い又は関連義務の履行を求めること
- (3) 譲受人が譲渡人に提供された技術を改良し、又は改良した技術の使用を制限すること
- (4) 譲受人にその他の供給先から譲渡人が提供した技術に類似し又は競合する技術の取得を制限すること
- (5) 譲受人に原材料、部品、製品又は設備の購入ルート又は供給先を不合理に制限すること
- (6) 譲受人に製品の生産高、品種又は販売価格を不合理に制限すること
- (7) 譲受人に輸入した技術を駆使し、生産した製品の輸出ルートを不合理に制限すること

1.2.5 『技術契約紛争案件審理への法律適用の若干問題に関する解釈』

中華人民共和国最高人民法院審判委員會 2004 年 12 月 16 日公佈

(翻訳：日本貿易振興機構)

『技術契約紛争案件審理への法律適用の若干問題に関する解釈』により、下記のとおり「違法な技術独占、技術の進歩への妨害」との六つの状況が挙げられる：

- (1) 一方の当事者が契約の目的技術の基礎の上で新しい研究開発を行うことを制限し、又はその改良技術の使用を制限し、或いは当事者双方の改良技術の交換条件が対等ではなく、これには一方の当事者に対し、その自主的に改良した技術が無償にて相手側当事者に提供し、互惠に反して相手側に譲渡し、改良技術に関わる知的産権を無償にて独占または共有することを要求することを含む
- (2) 当事者の一方がその他の出所から技術提供者と類似する技術又はそれと競争関係にある技術を取得することを制限すること
- (3) 技術導入側が契約の目的技術を実施するときの製品生産またはサービス提供の数量、品種、価格、販売ルートと輸出市場を明らかに不合理に制限することを含め、当事者の一方が市場のニーズにより合理的な方式で十分に契約目的技術を実施することを阻害すること
- (4) 技術導入側に対し、必要でない技術、原材料、製品、設備、サービスの購入又は必要でない人員の受入などを含む技術の実施に必要なでない付帯条件を強要すること
- (5) 技術導入側が原材料、部品、製品または設備などの購入ルート及び出所を不合理に制限すること
- (6) 技術の導入側による契約目的技術に関わる知的財産権に対する異議申立に条件を付けること

1.2.6 『対外貿易法』

中華人民共和国主席令第 15 號 2004 年 4 月 6 日公佈

(翻訳：日本貿易振興機構 上海センター)

『中華人民共和国対外貿易法』第 27 条により、対外貿易者は対外貿易活動において、法によって公平な競争を行わなければならない。下記の行為はしてはならない。

- (1) 輸出入貨物原産地証明書、輸出入許可証の偽造と変造或いは売買
- (2) 中華人民共和国の法律によって守られた知的所有権を侵害する行為
- (3) 不正な競争手段で競争相手を排除すること
- (4) 輸出戻し税を騙し取ること
- (5) 法律、行政法規の規定に違反するその他の行為

『対外貿易法』第 30 条により、知的財産権者がライセンスを与えられた者からライセンス契約中の知的財産権の有効性に対する質疑提出の阻止、強制的なパッケージライセンスの実施、ライセンス契約書中に排他的なグランドバック条件を規定するなどの行為があり、対外貿易の公平な競争秩序を害する場合、国務院対外貿易主管部門は、害を取り除く必要な措置をとることができる。

1.2.7 『独禁法』

中華人民共和国主席令第 68 號 2007 年 8 月 30 日公佈

(翻訳：唐山市人民政府日本事務所)

『中華人民共和国独禁法』第五十五条により、事業者が知的財産権に関する法令の規定に基づき知的財産権を行使する行為については、この法律を適用しないが、事業者が知的財産権を濫用して競争を排除又は制限する行為については、この法律を適用する。

『独禁法』基本原則

- (1) 『独禁法』は普通知的財産権分野に適用しない。知的財産権権利行使行為は知的財産権の正当な権利範囲を超えないかぎり、一定の競争制限、排除の場合があるとしても、『独禁法』から免除されることができる
- (2) 知的財産権権利行使行為が知的財産権権利範囲を超え、市場競争を制限したら、該当行為は『独禁法』の規制対象となる
- (3) 知的財産権権利行使は知的財産権権利を超えなくても、関連行為は市場競争に対し、ひどく、当てはまらない制限があった場合、『独禁法』の審査を受ける

2 国別訴訟案件推移

2.1 中国

表 1 中国訴訟案件推移

単位：件

		2007年	2008年
金額		8,076,200	7,746,270
件数		733	837
特許類	発明	140	200
	実用新案	275	306
	意匠	318	331
原告者国 または地域別	中国	660	778
	米国	1	1
	日本	24	25
	イギリス	6	
	フランス	2	3
	ドイツ	6	3
	オーストラリア	3	
	韓国	9	3
	カナダ		1
	中国香港	7	2
	中国臺灣	9	8
	その他	6	13

Source: 中華人民共和国国家知識産権局「專利管理行政執法數據統計」²³

23 <http://www.sipo.gov.cn/sipo2008/zlgl/xzzf> (2009/3/27)

2.2 日本

表 2 日本訴訟案件推移

単位：件

		2002年	2003年	2004年	2005年	2006年	2007年
査定系の審判	特許	131	127	153	202	217	192
	旧実用新案	0	2	1	4	1	2
	意匠	9	8	11	12	27	13
	商標	29	21	22	19	31	19
当事者系の審判	特許	131	145	130	180	165	137
	旧実用新案	21	17	10	9	11	3
	意匠	9	9	1	12	7	2
	商標	110	54	69	52	66	61

Source: 日本公正取引委員会「特許庁審決・決定の取消訴訟」²⁴

²⁴ <http://www.jpo.go.jp/shiryoutoushin/nenji/nenpou2008/toukei/02-18.pdf> (2009/3/20)

3 国別特許数推移

3.1 国別特許数推移

表 3 国別特許数推移

単位：件

	2004	2005	2006	2007	2008 estimate	2008 percent	2008 growth
United States of America	43,350	46,803	50,941	54,086	53,521	32.70%	-1.00%
Japan	20,264	24,869	27,033	27,744	28,744	17.50%	3.60%
Germany	15,214	15,984	16,732	17,818	18,428	11.30%	3.40%
Republic of Korea	3,558	4,688	5,944	7,061	7,908	4.80%	12.00%
France	5,184	5,748	6,242	6,568	6,867	4.20%	4.60%
China	1,706	2,503	3,951	5,441	6,089	3.70%	11.90%
United Kingdom	5,027	5,084	5,090	5,539	5,517	3.40%	-0.40%
Netherlands	4,284	4,500	4,529	4,355	4,349	2.70%	-0.10%
Sweden	2,851	2,883	3,316	3,657	4,114	2.50%	12.50%
Switzerland	2,898	3,290	3,577	3,778	3,832	2.30%	1.40%
Canada	2,104	2,318	2,566	2,847	2,966	1.80%	4.20%
Italy	2,189	2,349	2,716	2,946	2,939	1.80%	-0.20%
Finland	1,672	1,893	1,845	1,995	2,119	1.30%	6.20%
Australia	1,837	1,996	2,001	2,053	2,028	1.20%	-1.20%
Israel	1,227	1,454	1,589	1,746	1,882	1.10%	7.80%
All Others	9,245	10,326	11,084	12,252	12,497	7.60%	2.00%
Total	122,610	136,688	149,156	159,886	163,800		2.40%

Source: World Intellectual Property Organization Global Economic Slowdown Impacts 2008 International Patent Filings²⁵

25 http://www.wipo.int/pressroom/en/articles/2009/article_0002.html [2009/3/20]

3.2 国内外三種類の特許申請数推移

表 4 国内外三種類の特許申請数推移

単位：件

	2005年				2006年			
	発明	実用新案	意匠	合計	発明	実用新案	意匠	合計
国内	93,485	138,085	151,587	383,157	122,318	159,997	188,027	470,342
国外	79,842	1,481	11,784	93,107	88,172	1,369	13,295	102,836
合計	173,327	139,566	163,371	476,264	210,490	161,366	201,322	573,178
	2007年				2008年			
	発明	実用新案	意匠	合計	発明	実用新案	意匠	合計
国内	153,060	179,999	253,675	586,734	194,579	223,945	298,620	717,144
国外	92,101	1,325	13,993	107,419	95,259	1,641	14,284	111,184
合計	245,161	181,324	267,668	694,153	289,838	225,586	312,904	828,328

Source: 中華人民共和国国家知識財産権局「国内外三種專利申請受理狀況年表」²⁶

²⁶ <http://www.sipo.gov.cn/sipo2008/tjxx/> (2009/3/27)

3.3 2007 年主要国家商標申請数

表 5 2007 年主要国家商標申請数

単位：件

FY 2007	Resident		Non-Resident		Madrid		Total Qty. of Applications
	Qty. of Applications	Ratio	Qty. of Applications	Ratio	Qty. of Applications	Ratio	
China	604,952	43.8	59,714	14.7	43,282	12.0	707,948
United States of America	256,429	18.6	33,065	8.1	14,635	4.0	304,129
Japan	118,130	8.5	12,796	3.2	12,311	3.4	143,237
Republic of Korea	112,157	8.1	20,131	5.0	9,001	2.5	141,289
Germany	72,788	5.3	3,377	0.8	7,189	2.0	83,354
France	70,432	5.1	3,151	0.8	6,451	1.8	80,034
Italy	50,604	3.7	4,490	1.1	6,621	1.8	61,715
Australia	40,001	2.9	11,176	2.8	9,863	2.7	61,040
United Kingdom	28,976	2.1	4,999	1.2	6,509	1.8	40,484
Sweden	10,510	0.8	800	0.2	3,720	1.0	15,030
Others	16,964	1.2	252,232	62.1	242,375	67.0	511,571
Total	1,381,943	100.0	405,931	100.0	361,957	100.0	2,149,831

Source: WIPO Statistics Database, December 2008²⁷

27 Trademark applications by Office (1883-2007) by direct resident, direct non-resident and Madrid System、<http://www.wipo.int/ipstats/en/statistics/marks/> (2009/3/27)。

4 独禁法判例

4.1 判例一覧

国別	分類	抵触した 独禁法条項	原告	判例名目	判例 事例
中国	特許権	市場支配的地位の濫用	インテル、東進	インテル、東進と和解	○
			特許ライセンス された人	“山寨” ケースを販売する店長は権利 侵害と判定	
			徳先	ソニー電池と四川徳先会社の訴訟案	○
			通用	通用は奇瑞に権利侵害されると提訴	○
			思科	思科と華為の知的財産権紛争	
			本田	日本本田と重慶某オートバイ会社	
			正泰	正泰は施耐德に特許権利侵害と提訴	
	商標権		商標所有者	商標は「美的」ブランド類似、問題 となる「扇風機」は追及された	
			商標所有者	商標専用権を侵害し、録音と録画会 社は賠償と判定された	
			五糧液	「五糧液」は韓国で権利保護勝訴	○
			本田	本田は力幡の商標訴訟	
	著作権		著作権所有者	楽視ネットはドラマ「潜伏」の放送 権について優酷、土豆を提訴	
			著作権所有者	コラム作家提訴して補償できた	
	日本	特許権	市場支配的地位の濫用	松下電器産業株 式会社	一太郎事件
市場支配的地位の濫用			公正取引委員会	旭電化工業事件	○
商標権		独占協定	公正取引委員会	ヤクルト本社事件	○

米国	特許権	水平的独占協定 (特許プール)	某企業	八つの電子会社とコロンビア大学との共同経営協定	○
		水平的独占協定 (特許プール)	無錫東強	無錫メディア有限公司、東強（無錫）デジタル科技有限公司は 4C を提訴	○
		垂直的独占協定 (知財商品の使用制限)	特許ライセンス された人	棺おけ板特許権の侵害判例	
		独占協定（価格制限）	薬品特許の所有 メーカー	特許薬品メーカーは最低再販売価格のコントロール	
		独占協定（排他的ライセンス協定）	連邦貿易委員会	薬品排他的ライセンス協定は提訴された	
		市場支配的地位の濫用	AMD	AMD はインテル会社の X86 マイクロプロセッサの独占的地位濫用における提訴	
	商標権	市場支配的地位の濫用	単独の補修機構	Kodak は部品抱き合せ販売且つ取引先に対する差別待遇	
			某競争相手	Inbev は AB 会社を買収した	
EU	特許権	市場支配的地位の濫用 (抱合せ販売)	下流ディーラー	Hilti 特許ライセンス抱合せ販売	○
		市場支配的地位の濫用 (差別待遇)	米国消費者協会	イギリスの顧客の iTunes ダウンロードは他の国より費用が高い	
		市場支配的地位の濫用 (抱合せ販売)	下流技術会社	IBM はホストコンピューターの独占的地位を利用し抱合せ販売をする	
	著作権	市場支配的地位の濫用	著作権所有者	MAGILL テレビ指南有限公司の周期性番組	○
		市場支配的地位の濫用 (ライセンス拒否)	NDC Health	IMS Health 会社は NDC Health 会社に対するライセンス拒否の訴訟	

EU は知的財産権保護は市場競争への保護と比べると、知的財産権保護は二次的である。

知的財産権保護と市場競争との間に正確のバランスポイントの見つけにくい状況では、EU は社会公共利益、且つ市場における効率的競争の守ることを選ぶ傾向がある。

4.2 判例

4.2.1 中国判例 1²⁸

判例	インテル、東進の法廷外和解	時期	2004年12月-2007年5月
原告と被告	インテル、東進		
訴訟内容	インテルは東進に対して知的財産権侵害と提訴		
背景	<ul style="list-style-type: none">・2004年12月、インテル米国本部は深圳東進会社の開発したDNシリーズの音声カードはその知的財産権を侵害すると提訴し、796米ドルの賠償を要求した・2005年4月、北京東進信達科技有限公司も北京市第一中級人民裁判所に訴訟を提出した・2007年5月14日、インテルの中国区政略協力部総監督王黎氏は東進会社の総経理賀建楠は北京で「共同声明」にサインし、法廷外和解合意を達成・これは中米企業間の知的財産権関連で初めての共同声明とされている		
判決	法廷外の和解		
分析	<ul style="list-style-type: none">・権利侵害判例、独占判例いずれも、原告と被告両方とも大量の金銭と時間がかかる、特に外資企業と中国企業との間に発生した訴訟判例は外資企業の中国進出に悪影響を与える・その顧客は主に中国人であり、中国企業との友好関係を保ち、外資企業に巨大な利益を与えることができる・多国籍会社と中国企業との多数の紛争案は和解として終わりを告げるため、中国市場で更に発展を求めるときには、中国企業と共同的な発展を図るべきであり、争った双方とも痛手を受けるまで戦う必要はない		

28 王先林『知識産権濫用及其法律規制』（中國法律出版社、2008/6）、pp.165-169。

4.2.2 中国判例 2

判例	ソニー電池は四川徳先会社との訴訟	時期	2004年 -2007年
原告	四川徳先	被告	ソニー株式会社と索広電子有限会社 (100% 支社)
訴訟内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ソニービデオカメラは通信のためその本体と電池との間に識別暗号を設置し、排他的抱合せ販売の嫌疑がある 		
背景	<ul style="list-style-type: none"> ・中国の電池市場と中国国内関連企業の発展につれて、日本と韓国のメーカーは中国市場における競争が更に激しくなり、且つ外資企業は常々技術の面から中国国内電池メーカーを阻止し、数多くの知的財産権紛争が発生した ・当時、ソニー電池は識別暗号を加えるのは中国のみで、他の国ではしていなかった ・中国の独禁法はまだ登場していなかった 		
判決	<ul style="list-style-type: none"> ・ソニー会社は識別暗号を設置する証拠がないので、ソニー会社が勝訴した 		
分析	<ul style="list-style-type: none"> ・当時の中国はまだ独禁法がないため、ソニーは勝訴できたが、施行後の今日では、該当の行為は独禁法により、市場支配的地位の濫用行為の抱合せ販売に該当する恐れがある ・抱合せ販売は独禁法違反行為に該当できるかどうかの判断基準には以下の4点がある <ul style="list-style-type: none"> ① カメラ本体と電池はそれぞれ独立している商品である ② ソニーはビデオカメラ市場では市場支配力がある ③ 該当する抱合せ販売は電池市場における他社の自由競争を制限し、ソニービデオカメラの消費者も同時にソニー電池を買わざるを得なくなる ④ すると、ソニーはビデオカメラ市場における優勢のみならず、電池市場でも優勢になりえる ・2004年、ソニーは中国デジタルビデオカメラの販売量は70万台を超え、市場シェアも50%を超え、それゆえ、ソニーはすでに市場支配的地位のあることと判断できる ・したがって、該当する行為は独禁法違反行為に該当する ・この判例から証拠は非常に重要だと言える 		

4.2.3 中国判例 3²⁹

判例	通用、奇瑞は和解	時期	2004年12月16日
原告	通用大宇自動車と技術会社	被告	安徽蕪湖奇瑞自動車有限公司
審査機関	北京市第一中級人民裁判所		
訴訟内容	原告は被告が反不正競争法に違反すると提訴		
背景	<ul style="list-style-type: none"> ・2003年7月21日、通用会社と奇瑞QQのトラブルが発生 ・2004年12月16日、原告は知的財産権が侵害され、正式に被告は中国反不正競争法に違反するとの訴訟を提起し、上海市第二中級人民裁判院は受理した ・同時に、通用大宇会社も中国国家知的財産権局特許再審委員会に奇瑞QQの外観デザイン特許無効との申請を提出した ・2005年、通用も米国、マレーシア、レバノンなどの国において、奇瑞に知的財産権訴訟を提起した 		
判決	<ul style="list-style-type: none"> ・2005年11月18日、通用大宇会社、通用自動車会社及び奇瑞会社三社は突然共同声明を発表し、友好的な話し合いを通して和解の合意を達成したと宣言した 		
分析	<ul style="list-style-type: none"> ・通用はその他の国で奇瑞に知的財産権訴訟を提起したが、証拠不足のため、断られた。 ・通用と奇瑞の知的財産権紛争は三年間にわたるため、双方はこれで一定の損害を出しており、それぞれの利益を考えて、和解協定を達成した ・双方はもっと各自の業務発展に精力を注ぐ姿勢である ・インテルと東進、且つ通用と奇瑞の訴訟案から、知的財産権紛争案に陥る双方は全部時間、精力、金銭などの面で損を受けるため、和解もその最適な解決案ではないかと推測される ・又、如何なる判例としても、証拠は勝敗の鍵だと言ってもいいほど肝心なものである 		

29 王先林『知識産権濫用及其法律規制』（中國法律出版社、2008/6）、pp.170-176.

4.2.4 米国判例 2³⁰

判例	無錫メディア有限会社、東強（無錫）デジタル科技有限会社は 4C を提訴した	時期	2004 年 12 月 18 日
原告	無錫メディア有限会社、東強（無錫）デジタル科技有限会社		
被告	Royal Dutch Philips 電子会社、ソニー会社、パイオニア会社、LG 会社		
訴訟内容	この四社構成した特許プールのライセンス政策は米国の法律に数多く違反した		
背景	<ul style="list-style-type: none"> ・ 無錫東強は香港東強電子集団の持株会社であり、生産拠点の投資規模は2000万米ドルで、主要生産品は画像且つ音響製品である ・ Philips 電子会社、ソニー会社、パイオニア会社、LG 会社四社は共に DVD 特許所有者として DVD ライセンスプールが成り立っている ・ 中国電子音響工業協会は 4C と一台の DVD プレイヤーを輸出する度に 5 米ドルの特許使用費を支払わなければならない協定にサインした 		
判決	原告は敗訴した		
分析	<ul style="list-style-type: none"> ・ 4C 連盟のメンバーは同じ生産販売段階で、水平的競争関係があり、連盟企業は互いに一致して、価格を固定する且つ連合許可のみ認められるため、競争を制限する嫌疑がある ・ 4C の間に実質的の競争が存在していない、ほとんどの核心技術をコントロールしているので、市場支配的地位の濫用嫌疑がある ・ また該当連盟は共同定価と価格維持、抱き合せ販売、関連情報の提供拒否、特許の有効性保証不備、ライセンス拒否且つ差別待遇などの嫌疑がある ・ 4C は以上に述べられたように実質的な知的財産権の濫用嫌疑がある ・ 訴訟は敗訴で終わりを告げるが、以下の教訓が残った <ol style="list-style-type: none"> (1) 知的財産権の訴訟申請をする場合、原告、被告ともに、証拠を挙げる結果と方法が、訴訟の成功に大きく関わっている (2) 契約する際に、契約の合法性は注目されるべきで、いかなる知的財産権の濫用嫌疑に至る証拠を残してはならない 		

30 王先林『知識産権濫用及其法律規制』（中國法律出版社、2008/6）、pp.157-164.

4.2.5 米国判例 3

判例	MPEG-2 技術基準は米国司法部の知的財産権ライセンス独占禁止審査を通過した
被告	ソニーを含めている八つの電子会社とコロンビア大学
訴訟内容	原告から提出された特許プール協定は独禁法に抵触する
判決	司法部の最終裁決では、MPEG-2 技術基準の知的財産権許可モデルは認可できる
分析	<ul style="list-style-type: none"> ・ 該当特許プールは相補的で競争的特許のみ含めているため、各特許は技術上の代用品なく、且つ特許プールに参加する特許は互いに結合する場合のみ MPEG 製品に利用できる ・ MPEG-2 の基準を守るためには必要とされることによる ・ 該当ライセンスは非独占的であり、プールに参加した各特許は依然として、単独なライセンスから単独で取得できる ・ 特許プールは専門家を利用し必要とする特許を選び、特許プールの中に添える ・ 特許プールは全ての許可される者に向け平等参入条件を承諾し、且つ同じ条件で提供する ・ 特許プールは一方向的に該当基準と競争することが認められ、ライセンシーの代用技術開発を制限しないと意味しているため、特許は革新を制限しない ・ 特許プールは効率アップができ、製品を製造する時必要な許可証を集めるためかかる時間、費用が減少できた ・ 特許プールは全て違法とは限らず、各特許の間に代用品の存否、且つ必要か否か、パッケージライセンスかどうか、差別待遇か否かなどのことを判断しなければならない

4.2.6 日本判例 1

判例	旭電化工業事件
被告	A 社（旭電化工業合併前のアデカ・アーガス化学）
訴訟内容	・ A 社は、エポキシ系可塑剤について、台湾の B 社に対し、ライセンス契約が終わった後日本への輸出を制限していたものであり、これは、ライセンス契約の相手の事業活動を不当な取引条件で制限して、日本独禁法の不公正な取引方法の第 13 項に該当し、独禁法第 19 条の規定に違反するものである
背景	・ A 社は台湾の B 社との間にエポキシ系可塑剤製造に係る技術の供与に関する国際的契約が締結され、ライセンス契約が終わった後 A 社は B 社の日本向けの供給を制限した ・ 公正取引委員会は、A 社に対して、勧告を行った上、A 社はこれを応諾して、同趣旨の勧告審決をしたものである
判決	・ 公正取引委員会は、A 社に対して、勧告を行って、A 社はこれを応諾したため、同趣旨の勧告審決をしたものである
分析	・ ライセンサーがライセンシーに対して、技術に係る権利が消滅したとしても、当該技術を利用することを制限する行為は一般に技術の自由な利用を妨げるものであり、不公正な取引方法に該当する場合があるといえる

4.2.7 日本判例 2

判例	ヤクルト本社事件	時期	1965 年 9 月 13 日
被告	A 社（ヤクルト本社）		
訴訟内容	・ A 社は正当な理由なく、加工業者と小売業者との取引に際して、不当な拘束する条件を付けて、日本独禁法の不公正な取引方法の八に該当し、独禁法第十九条の規定に違反するものである		
背景	<p>・ A 社は、発酵乳の製法に係る特許権及び「生菌ヤクルト」の商標権を有していた</p> <p>・ A 社と加工業者との間に特許実施及び商標使用についてのライセンス契約が締結されていたが、ヤクルトの流通機構を確立するため、契約の中に次のような条項がある。</p> <p>(1) . 加工業者は、ヤクルト本社と小売契約を締結した者以外の者に、ヤクルトを販売してはならない</p> <p>(2) . 加工業者は、小売契約において定められた小売価格及び小売地域を、小売業者に守らせなければならない</p>		
判決	・ 公正取引委員会は、A 社に対して、勧告を行った結果 A 社はこれを応諾したので、同趣旨の勧告審決をしたものである		
分析	・ ライセンス技術等を用いた製品の販売相手を制限する行為は、販売地域や販売数量の制限とは異なり利用範囲の制限とは認められないことから、不公正な取引方法に該当する場合があるといえる		

4.2.8 日本判例 3

判例	一太郎事件	期間	2004年8月 - 2005年9月
原告と被告	A社（松下電器産業株式会社） B社（株式会社ジャストシステム）		
訴訟内容	<p>・ A社は、「一太郎」「花子」において用いられている「ヘルプ」ボタンをマウスでクリックした直後、更に「ボタン」等をクリックすると、「ボタン」等の機能説明が示されているという点について、B社はその所有特許権を侵害していると主張しているが、B社はそれが納得できず、A社は特許権利の濫用する傾向があるなどと指摘した</p>		
背景	<p>・ 2004年8月A社は上記特許が侵害されていると主張し、東京地方裁判所へ提訴した結果、A社の主張は認められ、B社はそれを不服として、2005年2月に東京高等裁判所に提訴したところ、2005年4月新設の知的財産高等裁判所に移行し、大合議制の指定をうけた</p>		
判決	2005年9月東京知的財産高等裁判所からB社勝訴の判決が下された		
分析	<p>(1) . B社は日本地裁段階では最高裁判例によって本件特許は無効理由があるとして権利濫用を主張したが、知財高裁において新設の特許法104条の3第1項による特許権の行使の制限の主張に改め、権利濫用の主張は取り下げられた</p> <p>(2) . これは、最高裁判例と同趣旨の条文として制定され施行されたから、法的根拠を変えただけで、本件特許は無効であるという被告の主張とは同じである</p> <p>(3) . ただし、B社は地裁で提出した引用例に加えて、新たに数多くの引用例を提出した。知財高裁は新たに提出された引用例の一つにより、本件特許は無効にされるべきものとして、地裁の判決を取り消した</p>		

4.2.9 EU 判例 1³¹

判例	Hilti 抱合せ販売		
原告	Eurogix 会社、Bauco 会社	被告	Hilti 会社
訴訟内容	カートリッジの販売における釘の抱合せ販売行為について Eurogix と Bauco は Hilti を提訴		
判決	<ul style="list-style-type: none"> ・ EU 委員会は Hilti は高い特許費用を取ることで、単独な釘メーカーを阻止し、カートリッジの特許ライセンスが獲得でき、その抱合せ販売を強め、これらの行為はすでに単独なメーカーに対する市場参入障害或いは拘束として、濫用行為に該当することから、600 万 EU 通貨単位の罰金が課せられた 		
分析	<ul style="list-style-type: none"> ・ カートリッジと釘の市場はそれぞれ独立している ・ カートリッジのみは特許商品で、非特許商品としての釘を抱合せ販売する目的は、その特許保護範囲を権利外まで拡大することにある ・ これは市場支配的地位の濫用を構成し、『欧州共同体条約』第 82 条の中に規定されている市場支配的地位の濫用行為にある抱合せ販売に該当する ・ 抱合せ販売は知的財産権所有者の市場支配的地位を濫用する一つの典型的な例であり、各国にもこのような判例があるため、他の国の判例が参考でき、中国のこれらの行為に対する規制動向を研究し、更に適切にこれらの判例を対応することができる 		

31 王先林『知識産権與反壟斷法』（法律出版社、2008 年）、pp.246-247。

4.2.10 EU 判例 2³²

判例	Magill についての判例	時期	1986 年
原告	アイルランドと北アイルランド地区におけるテレビ、放送をする RTE、ITV 且つ BBC 三つのテレビ局	被告	アイルランドのある出版商 Magill テレビ指南有限会社
訴訟内容	被告 Magill テレビ指南有限会社は周期性番組予告は権利侵害と該当すること RTE、ITV 且つ BBC 三つのテレビ局は市場支配的地位を濫用すること		
背景	<ul style="list-style-type: none"> ・アイルランド法とイギリス法により、周期性のテレビ番組予告は著作権法に保護される内容である ・Magill テレビ指南はテレビ番組の名目、チャンネル、日付且つ時間を予告したあと、その三つのテレビ局は Magill 会社はその著作権を侵害したことを理由として、アイルランド裁判所に訴訟を提起したため、裁判所は著作権を保護する理由で、Magill 会社のテレビ指南出版を禁止した ・1986 年 4 月、Magill は欧州共同体委員会に訴訟を提起した。その三つのテレビ局はアイルランドと北アイルランドでは約 30 - 40% の独占地位を占め、すでにテレビ番組週刊発行市場の有効競争を妨害する行為に該当できる 		
判決	1988 年 12 月、委員会は RTE などの三つのテレビ局の行為は欧州共同体条約の第 86 条（今では第 82 条に該当）を抵触し市場支配的地位の濫用行為に該当すると発表した		
分析	<ul style="list-style-type: none"> ・欧州共同体反競争法により、二つ以上の企業は某市場における団体的行動を行ったとしたら、その共同は市場支配的地位を有することが推定できる。三つのテレビ局は著作権保護を口実として、他の事業者にそのテレビ指南の出版を禁止し、ひどく該市場の有効競争を妨害してしまい、違法行為に該当する。 ・三つのテレビ局のテレビ番組はアイルランド且つ北アイルランドにおけるシェアは約 30 - 40% に至ることも加え、その市場支配的地位を占めることが判断できる 		

32 王先林『知識産権與反壟斷法』（法律出版社、2008 年）、pp.230-235。

5 近年中国知的財産権に関する研究文献

	時期	分類	テーマ	発表者	関連情報
1	2007	知財総論	知識産権制度対城市競争力の影響——基於規範市場競争の機理分析 知的財産権は都市競争力に与える影響——市場競争を標準化する理論分析に基づいて	蔣玉宏 单晓光	同济大学経済と管理学院
2	2009	知財総論	金融危機下の企業知識産権運用 金融危機下の企業知的財産権の運用	王詠東	
3	2009	知財総論	用知識産権対応金融危機 知的財産権で金融危機を対応する	王正志	
4		知財総論	知識産権的運用比創新更重要 革新より重要なのは知的財産権の運用	王 瑜	中国知的財産権研究会高級会員
5	2007	知財総論	中国知識産権刑事保護研究（理論卷・実務卷） 中国知的財産権刑事の保護研究（理論卷、実務卷）	王志廣	中国人民公安大學出版社
6	2008	知財総論	中国知識産権制度評価與立法建議 中国知的財産権制度の評価と立法提言	吳漢東	教授、博士生導師、中南財經政法大學知的財産権研究センター主任
7	2008	知財総論	建設创新型国家與知識産権戰略 革新型国家の建設と知的財産権戰略	蔡富有等	
8	2008	知財総論	知識産権戰略研究 知的財産権戰略の研究	馬先征	
9	2008	知財総論	中国知識産権：戰略轉型與対策 中国知的財産権：戰略チェンジと対策	張玉台	中国發展出版社
10	2009	知財総論	知識産権法（第三版） 知的財産法（第三版）	吳漢東	教授、博士生導師、中南財經政法大學知的財産権研究センター主任
11	2009	知財総論	完善知識産権執法体制問題研究 知的財産権執行体制を整える問題研究		社会科学院

12	2007	知財総論	对中国企業知識産権戦略的幾點思考 中国企業知的財産権戦略に対する幾つかの考 え	鄂 斎	遼寧師範大學管 理學院
13	2007	知財総論	論知識産権保護水準——以国家知識産権战略 為視野 知的財産権保護レベルを論じる——国家知的 財産権戦略を視野とする	劉明江	北京大學知的財 産権學院
14	2007	知財総論	知識産権法上の習慣 知的財産権法上の習慣	楊文彬	安徽大學法學院
15	2007	知財総論	中国反壟斷法如何对待知識産権問題 中国独禁法は知的財産権を如何に対応するか の問題	王先林	国务院法制事務 室独禁法審查修 正専門顧問委員 会メンバー
16	2007	知財総論	品牌战略中的知識産権制度探討 ブランド战略中の知的財産権制度検討	楊 軍 王 芳	南京財經大學法 學院
17	2008	知財総論	如何架構企業知識産権战略基本体系之二 運 营体系 企業知的財産権战略の基本体系が如何に構築 されるかの二 運営体系	王 瑜	中国知的財産権 研究会高級会員
18	2008	知財総論	強化知識産権，企業応當肩負的社會責任 知的財産権を強化する際、企業の負うべき社 会的責任	王 瑜	中国知的財産権 研究会高級会員
19	2008	知財総論	技術引進中濫用知識産権的法律規制研究 技術導入における知的財産権濫用の法律規制 研究	馬 寧	
20	2008	知財総論	我国知識産権信託的探討 わが国の知的財産権信託の検討	曾清漢	
21	2008	知財総論	如何建立知識産権綜合保護体系 知的財産権綜合保護体系が如何に組立られる か	王 瑜	中国知的財産権 研究会高級会員
22	2008	知財総論	如何建立知識産権聯盟 如何に知的財産権連盟を築くか	王 瑜	中国知的財産権 研究会高級会員
23	2008	知財総論	企業并購看中的就是知識産権 企業買収合併は知的財産権を重要視する	王 瑜	中国知的財産権 研究会高級会員

24	2008	知財総論	警惕外資知識産権陥井 外資知的財産権陥棄を警戒しよう	王 瑜	中国知的財産権 研究会高級会員
25	2008	知財総論	如何用知識産権入資 如何に知的財産権で投資するか	王 瑜	中国知的財産権 研究会高級会員
26	2008	知財総論	知識産権是企業重要的收入來源 知的財産権は企業の重要な収入源	王 瑜	中国知的財産権 研究会高級会員
27	2008	知財総論	知識産権，我門与世界的差距 知的財産権、われわれと世界の隔たり	王 瑜	中国知的財産権 研究会高級会員
28	2008	知財総論	高新技術企業知識産権保護策略 ハイテク企業知的財産権保護策略	朱波爾	
29	2008	知財総論	企業知識産権戦略（第3版） 企業知的財産権戦略（第3版）	憑曉青	
30	2008	知財総論	国家知識産権戦略綱要 国家知的財産権戦略概要		国務院
31	2008	知財総論	国家知識産権戦略的政策循環 国家知的財産権戦略の政策循環	梅術文	
32	2008	知財総論	知情権在我国知識産権訴訟中的保護及完善わ が国知的財産権訴訟における事情を知る権利 の保護と整備	張広良	
33	2008	知財総論	知識産権法中公有領域的保護 知的財産権法における公有領域の保護	胡開衷	
34	2008	知財総論	論知識産権法的合同限制 知的財産権法の契約制限	梁志文	
35	2008	知財総論	文化多様性保護対知識産権国際貿易體制的影 響 文化多様性の保護は知的財産権国際貿易体制 に与える影響	胡開衷	
36	2005	知財総論	中国知識産権保護如逆水行舟 中国知的財産権保護はまさに流れに逆らって 船を進めるようなこと	王長勇	
37	2007	知財総論	斯蒂格利茲：從知識産権角度看中国創新體系 的機制設計 知的財産権から中国革新体系の構造設計を見 よう	王 琅	

38	2007	知財総論	知識産権与反壟断 知的財産権と独占禁止	薛兆豊	
39	2006	知財総論	知識産権の権利耗盡原則 知的財産権の権利	王曉曄	
40	2006	知財総論	知識産権資本化的法律缺陷及完善 知的財産権資本化の法律欠陥とその整え	劉春霖	
41	2006	知財総論	政府公共政策与知識産権制度 政府公共政策と知的財産権制度	吳漢東	教授、博士生導師，中南財經政法大學知的財産権研究センター主任
42	2007	知財総論	中国知識産権保護現狀如何定位 中国知的財産保護の現狀は如何に位置づけるか	鄭成思	
43	2007	知財総論	知識産権與国有經濟結構調整 知的財産権と国有經濟の構造調整	劉春霖	
44	2007	知財総論	論知識産権的権利限制 知的財産権の権利制限	劉明江	
45	2007	知財総論	知識産権、競争與反壟断之關係探析 知的財産権、競争と独占禁止と關係研究	憑曉青	
46	2007	知財総論	企業知識産権戰略初論 企業知的財産権戰略初論	憑曉青	
47	2006	知財総論	我国商號權的知識産権保護問題 わが国商号権利の知的財産権保護問題	趙永剛	
48	2007	知財総論	知識産権的濫用及其法律規制 知的財産権の濫用と法律規制	郭 禾	
49	2007	知財総論	知識産権制度運作：他国經驗分析與中国路徑探索 知的財産権制度の運業：他国の經驗分析と中国の道筋探求	吳漢東	教授、博士生導師，中南財經政法大學知的財産権研究センター主任
50	2007	知財総論	訴前責令停止侵犯知識産権行為的制度化及其未來走向 訴訟前知的財産権の侵害行為を停止させる制度化及び将来の流れ	劉加良 柳 鵬	

51	2008	知財総論	企業核心競争力與知識産権 企業核心競争力と知的財産権	呉漢東	教授、博士生導師、中南財經政法大學知的財産権研究センター主任
52	2008	知財総論	基於經濟分析的我国知識産権文化建設思路 經濟分析に基づきわが国の知的財産権文化建設	劉華	
53	2008	知財総論	論知識産権保護與競争法實施的協調 知的財産権保護と競争法實施との協調	徐士英	
54	2008	知財総論	中国知識産権戰略的政策科學分析 中国知的財産権戰略に対する科学的な分析	呉漢東	教授、博士生導師、中南財經政法大學知的財産権研究センター主任
55	2008	知財総論	知識産権與反壟斷法的基本關係 知的財産権と独禁法的基本的關係	黃勇	
56	2008	知財総論	産業結構調整中知識産権問題的多維審視 産業の構造調整における知的財産権問題の多次元研究	劉春霖	
57	2008	知財総論	知識産権領域的反壟斷 知的財産権領域の独占禁止	徐士英	
58	2008	知財総論	法律全球化与知識産権保護 法律グローバル化と知的財産権の保護	來小鵬	
59	2008	知財総論	知識産権法的価値構造：知識産権法利益平衡機制研究 知的財産権法の価値構造：知的財産権法利益の平衡構造研究	憑曉青	
60	2008	知財総論	知識産権強制許可中の反壟斷法 知的財産権強制許可中の独禁法	王晓曄	中国社会科学院法學研究所研究員
61	2008	知財総論	實施知識産権戰略与防止知識産権濫用 知的財産権戰略の實施と知的財産権濫用防止	王先林	国务院法制事務室独禁法審查修正專門顧問委員會メンバー

62	2008	知財総論	開拓新興市場的知識産権之路 新興市場の知的財産権の道を開拓しよう	呉 艶	
63	2009	知財総論	現代経済的競争就是知識産権的競争 現代経済の競争は知的財産権の競争に該当	温家寶	
64	2007	知財総論	中国反壟斷法的頒佈对知識産権的影響：更多的期待？ 中国独禁法の公布は知的財産権に与える影響：もっと期待できる？	張 輝 高国征 郭冰娜	方達弁護士事務所
65	2008	知財総論	反壟斷法意義上的“濫用知識産権” 独禁法異議上の「知的財産権濫用」	黄 勇	對外經濟貿易大學法學院經濟法系教授
66	2008	知財総論	田力普接受法制日報專訪 談知識産権戰略 田力普は法制新聞のインタビューを受け、知的財産権戰略について話した	田力普	国家知識産権局局長 国家知的財産権局局長
67	2005	知財総論	我国限制知識産権濫用的法律思考 知的財産権濫用制限の法的思考	喬 生 陶緒翔	
68	2007	知財総論	発揚自主创新精神 加快知識産権建設 自主革新精神を伸ばし、知的財産権建設を速める	呉漢東	教授、博士生導師、中南財經政法大學知的財産権研究センター主任
69	2007	知財総論	民族品牌与知識産権 民族ブランドと知的財産権	呉漢東	教授、博士生導師、中南財經政法大學知的財産権研究センター主任
70	2008	知財総論	后 TRIPS 時代企業知識産権 保護戰略的核心策略 ポスト TRIPS 時代企業知的財産権保護戰略の核心政略	安雪梅 朱雪衷	中南財經政法大學知的財産権研究センター
71	2008	知財総論	知識産権的競争法保護 知的財産権の競争法保護	盧海君	

72	2009	知財総論	‘知識産権濫用’ 是一個模糊命題 「知的財産権濫用」は一つの曖昧な命題	李明徳	中国社会科学院 法學研究所 研 究員
73	2005	知財総論	国際知識産権制度與我国知識産権法 国際知的財産権制度とわが国の知的財産権法	鄭成思	
74	2007	知財総論	標準化中国知識産権的“事前披露”政策 中国知的財産権の「事前披露」政策の標準化	丁 蔚	太陽計算機系統 (中国) 有限会 社
75	2009	知財総論	全球化与知識産権保護 グローバル化と知的財産権保護	憑曉青	中国政法大學出 版社
76	2008	知財総論	中国知識産権司法保護 2008 中国知的財産権司法保護 2008	蔣志培	中国伝媒大學出 版社
77		知財総論	知識産権濫用及其法律規制 知的財産権濫用及びその法律規制	王先林	中国法制出版社
78	2006	知財総論	知識産権法基本理論研究 知的財産権における基本的理論研究	周作斌劉凡等	中国統計出版社
79	2005	知財総論	知識産権法年刊 知的財産権法年刊	呉漢東	北京大學出版社
80	2005	知財総論	知識産権基本問題研究 知的財産権における基本的問題研究	呉漢東	中国人民大學出 版社
81	2005	知財総論	知識産権——応用法學與基本理論 知的財産権——応用法学と基本的理論	鄭成思	人民出版社
82	2005	知財総論	知識産権法総論 知的財産権法総論	陶鑫良 袁真富	知的財産権出版 社
83		知財総論	国際変革大勢與中国發展大局中的知識産権制 度 国際変革大勢と中国發展大局における知的財 産権制度	呉漢東	教授、博士生導 師、中南財經政 法大学知的財産 権研究センター 主任
84	2008	知財総論	中国知識産権司法保護 2008 中国知的財産権司法保護 2008	蔣志培	中国伝媒大学出 版社
85	2008	知財総論	中国企業知識産権海外維権手冊 中国企業知的財産権海外権利保護ハンドブッ ク		人民出版社

86	2008	知財総論	国際化進程中の中国煙草知識産権管理研究 国際化進行下の中国煙草知的財産権管理についての研究	胡 峰	経済科学出版社
87	2008	知財総論	中国知識産権評論 第三卷 中国知的財産権評論 第三卷	劉春田	中国知財研究会 副会長
88	2008	知財総論	中国知識産権審判判例精選 中国知的財産権判例特集	蔣志培	知識産権出版社
89	2008	知財総論	中国知識産権：戦略転型與対策 中国知的財産権：戦略チェンジと対策	張玉台	中国発展出版社
90	2008	知財総論	中国知識産権年鑑 . 2008 中国知的財産権年鑑 2008	賀 化	知識産権出版社
91	2007	知財総論	中国知識産権保護手冊 中国知的財産権保護ハンドブック	欧 劍	知識産権出版社
92	2007	知財総論	中国知識産権藍皮書：2005~2006 中国知的財産権青書：2005~2006	吳漢東	北京大学出版社
93	2007	知財総論	中国知識産権司法保護 . 2007 中国知的財産権司法保護 2007	蔣志培	中国伝媒大学出版 社
94	2007	知財総論	中国・上海保護知識産権指南 中国・上海知的財産権保護ガイドブック	陳志興	上海教育出版社
95	2007	知財総論	外部性理論研究：中国環境規制與知識産権保護制度的分析 外部性理論研究：中国環境規制と知的財産権保護制度についての分析	賈麗虹	人民出版社
96	2007	知財総論	中国知識産権年鑑 . 2007 中国知的財産権年鑑 2007	賀 化	知識産権出版社
97	2006	知財総論	WTO 規則與中国知識産権法原理・規則・判例 WTO 規則と中国知的財産権法原理・規則・判例	孔祥俊	清華大学出版社
98	2006	知財総論	中国知識産権評論 . 第二卷 中国知的財産権評論 第二卷	劉春田	中国知財研究会 副会長
99	2006	知財総論	竊書就是□：論中国伝統文化與知識産権 海賊版は盗みに等しい：中国伝統文化と知的財産権を論じる	曲三強	知識産権出版社
100	2006	知財総論	中国企業知識産権戦略 中国企業知的財産権戦略	馬一徳	商務印書館

101	2006	知財総論	中国保護知識産権法律指南 中国知的財産権法律ガイドブック	中国国際貿易 促進委員会法 律事務所	中国市場出版社
102	2006	知財総論	中国知識産権人材培養研究 中国知的財産権人材育成についての研究	陶鑫良	上海大学出版社
103	2006	知財総論	中国知識産権年鑑 . 2006 中国知的財産権年鑑 2006	賀 化	知識産権出版社
104	2006	知財総論	中国知識産権的刑事法保護及对歐盟経験的借 鑑 中国知的財産権の刑事法保護、且つ EU 経験 の参考	趙秉志	法律出版社
105	2005	知財総論	中国知識産権法典化研究 中国知的財産権法典化研究	曹新明	中国政法大学出 版社
106	2005	知財総論	中国知識産権年鑑 . 2005 中国知的財産権年鑑 2005	田力普	知識産権出版社
107	2005	知財総論	経済全球化背景下的中国知識産権保護 経済グローバル化を背景とした中国知的財産 権保護	李学勇	人民法院出版社
108	2005	知財総論	中国歐盟知識産権法比較研究 中国、EU の知的財産権法の比較研究	張玉敏	法律出版社
109	2005	知財総論	入世後中国知識産権司法審査經典判例評析 WTO 加盟後中国知的財産権司法審査の典型 的判例についての分析	宿 遲	知識産権出版社
110	2009	知財総論	知識産権基礎教程 知的財産権基礎教程	王 兵	清華大学出版社
111	2009	知財総論	知識産権基本問題研究 (第二版) (総論、分論) 知的財産権基本問題研究 (第二版) (総論、 分論)	吳漢東	中国人民大学出 版社
112	2009	知財総論	知識産権戦略—知識産権資源在經濟增長中的 優化配置 (第二版) 知的財産権戦略—知的財産権資源は經濟成長 における配置アップ	陳昌柏	科学出版社
113	2009	知財総論	中国知識産権刑法保護国際化研究 中国知的財産権刑法保護の国際化研究	劉 科	中国人民公安大 學出版社

114	2009	知財総論	知識産権法學 知的財産権法學	吳漢東	北京大学出版社
115	2009	知財総論	完善知識産権執法体制問題研究 知的財産権執行体制を整える問題研究	中国社会科学院知識産権センター、中国知識産権訓練中センター	水利水電出版社
116	2009	知財総論	版權文化——知識産権的政治經濟學（新概念出版論叢） 版權文化——知的財産権の政治經濟学（新概念出版論叢）	（米）貝蒂格著，沈国麟，韓紹偉 訳	清華大学出版社
117	2009	知財総論	亜洲知識産権与伝播（新概念出版論叢） アジア知的財産権とその伝播（新概念出版論叢）	（澳）托馬斯（Thomas, P.N.）， （澳）瑟韋斯（） Servaes, J. 高蕊 訳	清華大学出版社
118	2009	知財総論	人民法院審判依据叢書—知識産権案件審判依据 人民裁判院審判根拠叢書—知的財産権判例の審判根拠		中国法制出版社
119	2009	知財総論	知識産権民事訴訟熱點專題研究（中英文对照） 知的財産権民事訴訟の焦点についての研究特集	張広良	知識産権出版社
120	2009	知財総論	知識産権戦略与実務（第4輯） 知的財産権戦略と実務（第4輯）	于沢輝	法律出版社
121	2009	知財総論	中国金融知識産権科學發展戰略 中国金融知的財産権の科学的發展戰略	楊枝煌	知識産権出版社
122	2009	知財総論	生物技術的知識産権保護 生物技術の知的財産権保護	科技部知識産権事物中心， 劉銀良	知識産権出版社
123	2008	知財総論	世界知識産権組織功能變数名稱爭議解決判例選評 世界知的財産権組織のドメイン名爭議解決判例について	梁清華	

124	2008	知財総論	中国知識産権評論（第三卷） 中国知的財産権評論（第三卷）	劉春田	中国知財研究会 副会長
125	2008	知財総論	創新與平衡：知識産権濫用的反壟斷法規制 革新とバランス：知的財産権濫用について独占禁止法の規制	李建偉	中国経済出版社
126	2008	知財総論	用知識産権管理贏得競争優秀勢－知識産権管理理論與実務 知的財産権管理で競争に優勢を占める－知的財産権管理の理論と実務	楊晨	科学出版社
127	2008	知財総論	知識産権与改革開放 30 年 知的財産権と改革開放 30 年		知識産権出版社
128	2008	知財総論	全球化時代知識産権犯罪及其防治 グローバル化時代に知的財産権の犯罪及びその予防	盧建平 翁躍強	北京師範大学出版社
129	2008	知財総論	中国區際知識産権制度比較與協調 中国地域間知的財産権制度の比較と協調	楊德明	知識産権出版社
130	2008	知財総論	知識産権審判判例評論 知的財産権審判の判例評論	潘福仁	法律出版社
131	2008	知財総論	知識産権判解研究（2008 年第一卷第一期） 知的財産権審判の解説と研究（2008 年第一卷第一期）	劉春田	中国知財研究会 副会長
132	2008	知財総論	公共利益論域中的知識産権限制 公益理論範囲内の知的財産権制限	彭礼堂	知識産権出版社
133	2008	知財総論	專業技術人員知識産権保護知識読本 専門技術者知的財産権保護知識ハンドブック	李順徳	中国人事
134	2008	知財総論	中国知識産権保護體系改革研究 中国知的財産権保護体系の改革研究	中国社会科学院知識産権センター	知識産権出版社
135	2008	知財総論	企業知識産権実操大全 企業知的財産権における実務特集	朱雪忠	広東経済
136	2008	知財総論	知識産権原理与制度新論 知的財産権原理と制度の新論	陳愛江 張鳴勝	法律出版社
137	2008	知財総論	知識産権與反壟斷法（修訂版） 知的財産権と独占法（修正版）	王先林	法律出版社

138	2008	知財総論	知識産権法學 知的財産権法學	曹新明	中国人民大学出版社
139	2008	知財総論	知識産権法學 知的財産権法學	来小鹏	中国政法大学出版社
140	2008	知財総論	知識産権經典判例 3 知的財産権典型判例 3	北京市高級人民 法院知識産 権庭	知識産権出版社
141	2008	知財総論	知識産権經典判例 2 知的財産権典型判例 2	北京市高級人民 法院知識産 権庭	知識産権出版社
142	2008	知財総論	知識産権資本化 知的財産権の資本化	楊延超	法律出版社
143	2008	知財総論	知識産権法學 知的財産権法學	憑曉青 楊利華	中国大百科全書 出版社
144	2008	知財総論	知識産権名案評析 5 知的財産権名案分析 5	北京市第一中 級人民法院知 識産権庭	知識産権出版社
145	2008	知財総論	知識産権客體的理論範疇 知的財産権客體的理論範圍	王太平	
146	2008	知財総論	當代西方知識産権理論的哲學反思 近代における西洋の知的財産権理論の哲学思 考	饒明輝	科学出版社
147	2008	知財総論	最初の交鋒—中外首次知識産権談判 最初の交戦—中外始めての知的財産権交渉	王黎明	
148	2008	知財総論	知識産権民事審判証据実務 知的財産権民事審判証据の実務について	蒋志培	中国法制出版社
149	2008	知財総論	知識産権 52 案 知的財産権判例 52 件	靳學軍 北京市海澱區 人民法院知識 産権審判庭	中国法制出版社
150	2008	知財総論	侵犯知識産権犯罪專題整理 知的財産権侵害犯罪の整理特集	劉 科 程書兵	
151	2008	知財総論	編知識産権糾紛弁案手冊 知的財産権紛争の審判ハンドブック	法律出版社法 規中心	法律出版社

152	2008	知財総論	中美知識産権問題概観 中米知的財産権問題の概観	楊国華	水利水電出版社
153	2008	知財総論	オリンピック知識産権保護文件匯編（第2版） オリンピック知的財産権保護文書特集（第2版）	第29届奧林 運動會組織委 員會	法律出版社
154	2008	知財総論	上海市知識産権示範企業創建録 上海市知的財産権の模範企業育成記録		上海市知識産権 示範企業創建工 程推進委員會辦 公室
155	2008	知財総論	建設創新型国家與知識産権戰略 革新的国家の建設と知的財産権戰略	蔡富有	中国經濟出版社
156	2008	知財総論	WTO 知識産権争端解決機制及判例評析 1 WTO 知的財産権紛争解決規制及びその判例 分析	国家保護知識 産権工作組	人民出版社
157	2008	知財総論	私権、公法——知識産権の全球化 個人権利、公法——知的財産権のグローバル 化	(美) 塞爾 著 董剛 周超 訳 王伝麗 審校	中国人民大学出 版社
158	2008	知財総論	知識産権判例選編——面向嶺導幹部 知的財産権判例特集——幹部向け	国家保護知識 産権工作組	人民出版社
159	2008	知財総論	知識産権法律法規及国際規則匯編 知的財産権法律、法規及び国際規制特集	国家保護知識 産権工作組	人民出版社
160	2008	知財総論	行政執法和司法人員知識産権読本 行政執行と司法関係者向けの知的財産権ハン ドブック	家保護知識産 権工作組	人民出版社
161	2008	知財総論	最新知識産権典型疑難判例判解（第一輯） 最新知的財産権典型難点の判例分析（第一輯）	唐善新 林広海	法律出版社
162	2008	知財総論	中華人民共和國知識産権法典（応用版） 中華人民共和國知的財産権法典（応用版）	法律出版社法 規中心	法律出版社
163	2008	知財総論	中国企業知識産権海外維権手冊 中国企業知的財産権海外における権利保護ハ ンドブック	中国保護知識 産権志願者集 體	人民出版社
164	2008	知財総論	知識産権：故事背后的法律 知的財産権：ストーリーの影にある法律	徐東	法律出版社

165	2008	知財総論	銀行業知識産権理論と実務研究 銀行業の知的財産権理論と実務研究	李鎮西 金岩	中国経済出版社
166	2007	知財総論	刑法罪名適用指南——侵犯知識産権罪 刑法罪名適用ガイドブック——知的財産権侵害罪	熊選国 任衛華	公安大学出版社
167	2007	知財総論	公司知識産権管理 会社知的財産権の管理について	王瑜 王晓丰	法律出版社
168	2007	知財総論	企業対外貿易中の知識産権理論と実務研究 企業対外貿易中の知的財産権の理論と実務についての研究	来小鵬	法律出版社
169	2007	知財総論	東亜技術供給、知識産権保護と経済増長 東アジア技術供給、知的財産権保護と経済の成長について	趙江林	経済科学出版社
170	2007	知財総論	民間文学芸術的知識産権保護研究 民間文学芸術の知的財産権保護についての研究	張耕	法律出版社
171	2007	知財総論	知識産権——経済、規則と政策 知的財産権——経済、規制と政策	吳欣望	経済科学出版社
172	2007	知財総論	知識産権論（第三版） 知的財産権論（第三版）	鄭成思	法律出版社
173	2007	知財総論	法律関聯集成 5：知識産権 法律関連特集 5：知的財産権		中国法制出版社
174	2007	知財総論	知識産権法學 知的財産権法學	費安玲	中国政法大学出版社
175	2007	知財総論	知識産権因素と中美関係：1989-1996 知的財産権要素と中米関係：1989-1996	凌金鑄	上海人民出版社
176	2007	知財総論	誰動了我的知識産権——轻松懂法律 4 私の知的財産権を侵害したのは誰？——簡単に法律を理解しよう 4	陳曉丹	中国法制出版社
177	2007	知財総論	信息資源公共獲取与知識産権保護 情報資源共有と知的財産権保護	陳伝夫	北京口書館出版社
178	2007	知財総論	知識産権訴訟 知的財産権訴訟	李瑜青	

179	2007	知財総論	企業知識産権戦略与工作実務 企業知的財産権戦略と実務	企業知識産権 戦略與工作実 務編委会	経済科学出版社
180	2007	知財総論	西部知識産権保護戦略 西部知的財産権の保護戦略	馬治国	水利水電出版社
181	2006	知財総論	中国律師弁案全程実録：知識産権訴訟（第二版） 中国弁護士判例処理の全行程実録：知的財産権訴訟（第二版）	王立華	法律出版社
182	2006	知財総論	知識産権視野中の民間文芸保護 知的財産権視野中の民間文芸保護	管育鷹	法律出版社
183	2006	知財総論	知識産権与軟件産業場結構 知的財産権とソフトウェア産業の市場構造	劉曉東	浙江大学出版社
184	2006	知財総論	創意産業和知識産権管理 アイデア産業と知的財産権管理		上海市協力律師 事務所知識産権 事務センター
185	2006	知財総論	上海知識産権論点 上海知的財産権フォーラム	陶鑫良	上海大学出版社
186	2006	知財総論	知識産権辺境保護制度理論与実務 知的財産権の国境保護制度理論と実務	朱秋沅	上海財経大学
187	2006	知財総論	商業価値評価与知識産権分析手冊 商業価値評価と知的財産権分析ハンドブック	(美) 頼利 伍穎	中国人民大学出 版社
188	2006	知財総論	中国知識産権評論第二卷 中国知的財産権評論第二卷	劉春田	商務印書館
189	2006	知財総論	知識産権官司——打官司的關鍵叢書 6 知的財産権訴訟——訴訟するための肝心叢書 6	于海防 姜灃格	中国法制出版社
190	2006	知財総論	知識産権法律理論与律師実務 知的財産権法律理論と弁護士の実務	項先権	水利水電出版社
191	2006	知財総論	論伝統知識的知識産権保護——中国民商法專 題研究叢書 伝統知識の知的財産権保護を論じ——中国民 商法研究叢書特集	嚴永和	法律出版社

192	2005	知財総論	公共健康危機與 WTO 知識産権制度的改革——以 TRIPS 協議中心 公共健康リスクと WTO 知的財産権制度の改革—— TRIPS 協定を中心として	憑潔茵	武漢大学出版社
193	2005	知財総論	中国専利訴訟——知識産権訴訟叢書 中国特許訴訟——知的財産権訴訟叢書	程永順	水利水電出版社
194	2005	知財総論	發展我国自主知識産権汽車工業的政策選択 わが国自主知的財産権自動車産業の政策選択	路風 封凱棟	北京大学出版社
195	2006	専利方面	自主创新需要突破跨国公司知識産権壁壘 自主创新するためには多国籍企業知的財産権障壁を突破する必要がある	聶国春	
196	2005	専利方面	各行業専利技術現状及其發展趨勢報告 各業種特許技術の現状及びその發展動向における研究レポート		中国知的財産研究会
197	2007	専利方面	専利許可能的反壟断規制 特許許可の独禁規制	郭徳衷	
198	2007	専利方面	企業専利申請戦略的運用探討 企業特許申請戦略の運用検討	憑曉青	
199	2008	専利方面	如何用専利反制侵權指控 特許権で如何に権利侵害提訴を回避するかを検討しよう	王瑜	中国知的財産権研究会高級会員
200	2008	専利方面	外觀専利不能对抗商標侵權 外觀特許は商標権侵害を对抗してはならない	王瑜	中国知的財産権研究会高級会員
201	2008	専利方面	専利侵權訴訟中的永久禁令——以新的視野審視“停止侵害”的民事責任 特許権侵害訴訟における永遠の禁止令——「侵害停止」の民事責任への見直し	李瀾	
202	2008	専利方面	濫用問題専利的司法規制 濫用問題について特許の司法規制	朱理	
203	2008	専利方面	創新激勵、市場壟斷與専利的理論評述 革新インセンティブ、市場独占と特許との理論評論	薛衛	
204	2008	著作權	著作權与版權 著作權と版權	王瑜	中国知的財産権研究会高級会員

205	2006	著作権	限制著作権転讓的法律思考 著作権讓渡制限の法律思考	來小鵬	
206	2005	日本研究	中国の大学及び科学研究機関の知的財産権の 管理について	孟曉光	
207	2007	日本研究	中国における知的財産権をめぐる動向	黒瀬雅志	特許研究
208	2006	日本研究	中国知的財産管理実務ハンドブック		IP トレーディング・ジャパン株式会社
209	2006	日本研究	中国知的財産制度の発展と実務—中国知的財産制度 20 周年記念論文集（現代産業選書—経済産業研究シリーズ）（単行本）	金明 劉新宇 柏原長武	経済産業調査会
210	2005	日本研究	中国知的財産制度の発展と実務 ～中国知的財産制度 20 周年記念論文集～	劉新宇	
211	2007	日本研究	知的財産権制度と産業発展：中国の状況を中心として	韓 金江	京都創成大學
212	2008	日本研究	「中国法務を読み解く」(7) 中国知財問題への新たなアプローチ —中国における戦略的な知財活用を目指して	野村高志	フレッシュフィールズ ブルックハウス デリッガー法律事務所 上海オフィス 弁護士
213	2006	日本研究	“中国”に関する知財業務の悩みとその処方箋（その1）	田澤孝雄	弁理士
214	2007	日本研究	減らない中国の意匠模倣品 知財関連法の不備を巧妙に突く	服部正明	日本貿易振興機構（JETRO） 在外企業支援・知的財産部
215		日本研究	中国向け特許戦略のカギを握る「技術調査」の現状	出口隆信	レイテック代表
216	2006	日本研究	中国の特許に関する分析		株式会社レイテック

217	2006	日本研究	変貌する日中知財政策	服部正明	独立行政法人日本貿易振興機構（ジェトロ）経済分析部 知的財産課アドバイザー
218	2005	日本研究	中国における著作権侵害対策ハンドブック		日本文化廳
219		日本研究	日本でできる中国特許調査	赤壁幸江	日本 EPI 協議会
220	2007	日本研究	中国国内の大学における研究開発および特許出願動向に関する調査報告（華東地域）		日本貿易振興機構
221	2008	日本研究	中国知財リスク対策マニュアル		日本貿易振興機構
222	2007	日本研究	中国における著名商標の認定・保護制度について		日本貿易振興機構
223	2005	日本研究	中国における意匠の類否判断、保護範囲の考察		平成 15 年度国際活動センター産業競争力部会
224	2005	日本研究	日中知的財産翻訳者育成事業報告書		日本知的財産翻訳協会
225	2008	日本研究	中国における不正競争法防止法による模倣品対策		日本貿易振興機構
226	2008	日本研究	模倣対策マニュアル 中国編		日本貿易振興機構
227	2008	日本研究	中国の商用暗号管理制度		日本貿易振興機構
228	2008	日本研究	中関村ハイテク企業の知財管理および知財戦略調査		日本貿易振興機構
229	2007	日本研究	中国各地域の専利保護条例と知財保護の取組		日本貿易振興機構
230	2008	日本研究	中国における模倣品被害規模別過料金額・執行行政罰実態調査報告書		日本貿易振興機構
231	2008	日本研究	中国における財産権取引所の知的財産権取引に関する調査		日本貿易振興機構

232	2007	日本研究	中国のサービス産業における模倣実態調査		日本貿易振興機構
233	2009	日本研究	企業法務最前線（87） 知財改革のその後』	小野寺 良文	第二東京弁護士会所属 日本知財学会会員
234	2009	日本研究	『中国最新法律事情（142） 中国特許法の第三次改正について』	遠藤誠	第二東京弁護士会所属
235	2008	日本研究	『中国の独占禁止法の施行と知財実務への影響』	遠藤誠	第二東京弁護士会所属
236	2008	日本研究	『中国における技術標準化と特許』	遠藤誠	第二東京弁護士会所属
237	2008	日本研究	『中国の知的財産権侵害 判例・事例集』	遠藤誠	第二東京弁護士会所属
238	2008	日本研究	『中国商標権冒認出願対策マニュアル』	遠藤誠	日本貿易振興機構
239	2008	日本研究	『中国における抜け駆け登録（冒認出願）商標への対応』	遠藤誠	第二東京弁護士会所属
240	2008	日本研究	『重要判例に学ぶ中国ビジネス最前線（16） インターネットと著作権をめぐる裁判例』	遠藤誠	第二東京弁護士会所属
241	2007	日本研究	中国専利法の改正動向		
242	2006	日本研究	中国専利審査基準（審査指南）における意匠関係の改正について		
243	2006	日本研究	研究レポート		
244	2006	日本研究	日本から中国への特許出願：年間3万件に潜む問題		サーチナ総合研究所
245	2006	日本研究	2006年中国における知的財産権侵害実態調査		経済産業省
246	2009	日本研究	【企業特許分析】～鴻海精密工業		NGB 日本技術貿易株式会社
247	2008	日本研究	中国にも特許制度と運用体制の確立を	藤末健三	早稲田大学客員教授 中国清華大学顧問 参議院議員

248	2009	日本研究	「中国で『第2次模倣品被害』が広がっている	馬場錬成	東京理科大学知財専門職大学院教授、科学ジャーナリスト
249	2007	日本研究	「邦楽業界にも商機到来！？——中国でカラオケ著作権料の全国徴収は実現するか」	馬場錬成	東京理科大学知財専門職大学院教授、科学ジャーナリスト
250	2008	日本研究	「無防備な中小企業がターゲットに!? 水面下で繰り返される日中間の商標トラブル」	馬場錬成	東京理科大学知財専門職大学院教授、科学ジャーナリスト
251	2007	日本研究	「中国の知財裁判史上最高額の賠償命令——実用新案権の侵害訴訟にみる中国の知財戦略事情とは」	馬場錬成	東京理科大学知財専門職大学院教授、科学ジャーナリスト
252	2006	日本研究	「中国で展開する商標をめぐる先陣争い」	馬場錬成	東京理科大学知財専門職大学院教授、科学ジャーナリスト
253	2005	日本研究	「中国の模倣品被害の改善はまだ道遠し」	馬場錬成	東京理科大学知財専門職大学院教授、科学ジャーナリスト
254	2005	日本研究	「最近中国で見聞したニセモノ事情」	馬場錬成	東京理科大学知財専門職大学院教授、科学ジャーナリスト
255	2005	日本研究	「『クレヨンしんちゃん』を中国で商標登録された教訓」	馬場錬成	東京理科大学知財専門職大学院教授、科学ジャーナリスト

256	2006	日本研究	アジア諸国の意匠制度の現状と課題	黒瀬雅志	東京理科大学専門職大学院（知財戦略専門）
257	2005	日本研究	インバータ・ソフトウェア著作権侵害事件 摘発ドキュメンタリ	黒瀬雅志	東京理科大学専門職大学院（知財戦略専門）
258	2009	日本研究	中国における著名商標の認定及び保護	孫 □	
259	2008	日本研究	中国におけるソフトウェア保護の調査報告		ソフトウェア委員会
260	2008	日本研究	中国特許制度の補正及び実務上の留意点	何小萍	
261	2007	日本研究	重要判例に学ぶ中国ビジネス最前線 - 商標をめぐる紛争	黒瀬雅志	東京理科大学専門職大学院（知財戦略専門）
262	2007	日本研究	中国における知的財産権をめぐる動向	黒瀬雅志	東京理科大学専門職大学院（知財戦略専門）
263	2008	日本研究	中国著作権法における情報ネットワーク伝達権に関する問題点及び整備	胡雲紅	
264	2008	日本研究	模倣対策における中国商標関連制度の留意点	宮原貴洋	
265	2006	日本研究	「知財に目覚めた中国企業」	馬場錬成	東京理科大学知財専門職大学院教授、科学ジャーナリスト
266	2007	日本研究	中国特許情報検索についての研究		知的財産情報検索委員会第3小委員会
267	2007	日本研究	韓国・台湾における権利行使の現状と今後の展望		国際第3委員会
268	2007	日本研究	No.103 台湾特許制度の概説		国際第3委員会
269	2007	日本研究	中国における技術ライセンス及びR&Dの実態調査		ライセンス委員会第1小委員会

270	2007	日本研究	中国における特許無効審判	タイ紅 聞雷 長沢幸男 (監修)	
271	2007	日本研究	中国特許審査基準の改訂要点	劉キン	
272	2007	日本研究	ミニ特集「中国特許実務」の企画にあたって		会誌広報委員会
273	2006	日本研究	中国・韓国の特許調査に関する検討		知的財産情報検 索委員会第3小 委員会
274	2006	日本研究	中国特許権侵害紛争における「不要限定除外 の原則」—最高人民法院の重要判決について の考察—	劉キン、 閻文軍	
275	2006	日本研究	中国特許出願における拒絶理由（クレームの 記載不備）への対応方法（その1）		国際第3委員会
276	2006	日本研究	第一回上海日中連携会議報告—日中企業にお ける営業秘密の保護の在り方—		2005年度日中企 業連携PJ
277	2006	日本研究	中国における植物新品種保護の制度と現状	何小萍	清華大学の知的 財産権管理と技 術移転
278	2006	日本研究	中国職務発明制度についての一考察（その2） （完）—日本との比較を中心に— 銭	銭孟サン 長沢幸男 (監修)	
279	2005	日本研究	中国における日本語と中国語の間の特許翻訳 の現状	経志強	
280	2005	日本研究	最近の中国特許権侵害事件に関する判決研究		国際第3委員会
281	2005	日本研究	中国における化学分野発明特許を出願する際 の留意点	TAI Hong 劉麗梅	
282	2006	日本研究	No.94 中国特許制度の紹介		国際第3委員会
283	2006	日本研究	中国特許出願における拒絶理由（クレームの 記載不備）への対応方法（その2）（完）		国際第3委員会
284	2005	日本研究	中国における知的財産権の刑法的保護—刑事 処罰の実態と最高人民法院2004年12月施行 の量刑基準等の問題点—	中島敏	

285	2005	日本研究	中国における共有特許権の取り扱い	日高啓視 中山美加等	
286	2005	日本研究	中国意匠権侵害の基本的な判断程	永順 劉鋒	
287	2007	日本研究	バイオ化学分野における中国特許審査基準の 主な改正及び実務上の留意点	何小萍 平木祐輔	
288	2007	日本研究	中日両国における著名商標保護の比較研究	李明徳	招聘研究員
289	2005	copyright	Wang Luobin: Folk Song King of the Northwest or Song Thief?		
290	2005	copyright	Chamber of Commerce Asks U.S. to Crack Down on Chinese Copyright		
291	2007	copyright	Between Chinese culture and the rule of law: What foreign managers in China should know about intellectual property rights		
292	2008	copyright	Biogen insufficiency: does it still have teeth?		
293	2008	copyright	Information Retrieval Facility Symposium (IRFS), Vienna, Austria, November 2008		
294	2006	copyright	Far East meets West in Vienna 2005		
295	2008	copyright	Technological specialization and patenting strategies in East Asia — Insights from the electronics industry		
296	2006	copyright	Mass spectrometry of carbon nitride C3N4		
297	2008	Patent	A great wall of patents: What is behind China's recent patent explosion?	Albert Guangzhou Hu GaryH. Jefferson	Department of Economics, National University of Singapore, Singapore
298	2006	Patent	Antioxidant activity of Punica granatum fruits	D. Ricci	Istituto di Botanica e Orto Botanico

299	2005	Patent	Ayurveda and Traditional Chinese Medicine: A Comparative Overview	Bhushan Patwardhan Dnyaneshwar Warude	Interdisciplinary School of Health Sciences, University of Pune Pune 411 007India
300	2005	Patent	Views of Pediatric Health Care Providers on the Use of Herbs and Dietary Supplements in Children	Alan D. Woolf, MD, MPH	
301	2007	Patent	'Triad' or 'tetrad'? On global changes in a dynamic world	Wolfgang Glänzel	Akadémiai Kiadó, co-published with Springer Science+Business Media B.V., Formerly Kluwer Academic Publishers B.V.
302	2005	Patent	Protecting Nanotechnology Intellectual Property ("Nano-IP") in China	kirk hermann	
303	2005	Patent	The Emerging Chinese Advanced Technology Superstate	palo alto	
304	2006	patent	A PRACTICAL GUIDE TO CHINESE PATENT LAW	cynthia smith	
305	2006	patent	Scientific productivity paradox: The case of China's S&T system	Celeste Amorim Varum	

306	2005	patent	Insights from molecular investigations of traditional Chinese herbal stroke medicines: Implications for neuroprotective epilepsy therapy	Nikolaus J. Sucher	Division of Neuroscience, Department of Neurology, Children's Hospital and Harvard Medical School, Boston, MA, USA
307	2007	patent	Eastward ho! – The geographic drift of global R&D		
308	2005	patent	Iris Biometrics for Secur Remote Access		
309	2005	patent	Cyberspace security and and defense Cyberspace Security and Defense:Research Issues		
310	2008	patent	Advances in Heroin Addiction Treatment with Traditional Chinese Medicine: A Systematic Review of Recent Chinese Language Journals		
311	2007	patent	Eastward ho! – The geographic drift of global R&D		
312	2007	patent	Adaptive IP strategies in China: a tactical analysis		
313	2007	patent	A study of western pharmaceuticals contained within samples of Chinese herbal/patent medicines collected from New York City's Chinatown		
314	2007	patent	The Seven Wonders of China in Stroke Therapy: Fact or Illusion?		
315	2008	patent	Platinum Group Metals Patent Analysis and Mapping		
316	2008	Trade Secrets	Intellectual Property Deskbook for the Business Lawyer		
317	2006	Trade Secrets	Harnessing Globalization		
318	2005	Trade Secrets	US offshore outsourcing of R&D: accommodating firm and national competitiveness perspectives		

319	2005	Trade Secrets	Competitive intelligence and global business		
320	2008	Trademark	Sport Sponsorship as a Promotional Vehicle in	nina rakowski	
321	2008	Trademark	Protecting Well-Known Marks in China: Challenges for Foreign Mark Holders	Stephanie M. Greene	Carroll School of Management, Boston College
322	2007	Trademark	Chinese intellectual property rights? Know before you go	Olga ChapaJane LeMaster	University of Texas-Pan American Center for Distance Learning, Teaching, and Technology

[発行]

ジェトロ北京センター知的財産権部

TEL: 010-6528-2781

FAX: 010-6528-2782

2009年3月発行 禁無断転載

本冊子は、ジェトロ北京センター知的財産権部が2009年3月現在入手している情報に基づくものであり、その後の法律改正等によって変わる場合があります。また、掲載した情報・コメントは著者及び当機構の判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこのとおりであることを保証するものでないことを予めお断りします。